

資料 1 - 2

## 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）

(三)

中央教育審議會

## 目次

はじめに ..... 1

1. 今なぜ青少年の体験活動か ..... 2

2. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について ..... 5

(1) 体験活動の定義について

(2) 青少年の体験活動の意義・効果について

3. 青少年の体験活動を推進するための取組について ..... 13

(1) 学校教育における体験活動の推進について

①学校教育における子どもの体験活動の推進

②教員の体験活動に関する指導力向上

③大学の秋季入学移行に伴う青年期の体験活動の推進

(2) 社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成について

①体験活動に関する理解の促進

②学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進

③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進

④体験活動の評価・顕彰制度の創設

⑤体験活動の指導者養成

(3) 青少年教育施設の役割・取組について

4. 東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について ..... 30

5. グローバル化に対応した国際交流の推進について ..... 34

おわりに ..... 37

参考資料

## コラム・図表一覧

- 【コラム 1】課題を抱える青少年を対象とした体験活動のプログラム開発
- 【コラム 2】島根県雲南市の取組
- 【コラム 3】島根大学教育学部の取組
- 【コラム 4】東京大学の秋季入学の構想について
- 【コラム 5】地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(兵庫県教育委員会の取組)
- 【コラム 6】民間団体・民間企業の取組事例
- 【コラム 7】インターナショナル・アワード
- 【コラム 8】CONE 指導者養成制度 (NPO 法人自然体験活動推進協議会 : CONE)
- 【コラム 9】新たな管理運営の導入に向けた研究
- 【コラム 10】「防災キャンプ推進事業」：新潟県・北海道の事例
- 【コラム 11】「リフレッシュ・キャンプ」
- 【コラム 12】第23回世界スカウトジャンボリーの日本開催 (山口県山口市)
- 【コラム 13】若者の「内向き志向」

- 【図表 1】体験活動の効果
- 【図表 2】理科の平均正答率
- 【図表 3】国語・算数の活用
- 【図表 4】PISA (OECD 生徒の学習到達度調査)
- 【図表 5】発達段階別の体験活動
- 【図表 6】国立・公立の青少年教育施設数の推移

## はじめに

- 平成20年4月18日に文部科学大臣より中央教育審議会に対し、「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」の諮問が行われた。諮問理由では、「青少年の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にある」とこと、また「昨今の行財政改革や規制改革の動向等も踏まえるとともに、新しい時代における青少年教育施設に対する要請に応えつつ、その設置や管理運営の在り方を検討する必要がある」とこととされており、新しい時代に求められる青少年教育の在り方について検討することが求められている。
- 本諮問を受け、平成20年5月に中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の下に青少年教育特別委員会を設置し、審議を行ってきたが、新しい時代に求められる青少年教育について審議すべき事項は広範多岐にわたることから、まず青少年の体験活動という観点から議論を進めることとし、平成23年5月に同委員会を廃止した上で青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会を設置し、13回にわたる審議及び委員による青少年教育施設の視察等を行いながら、審議を進めてきたものである。
- 従来より学校教育法及び社会教育法、教育振興基本計画等において、体験活動については規定がなされている。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査研究等により、体験活動が青少年に与える様々な教育的効果や発達段階に応じた効果的、具体的な体験活動について、明らかになってきており、こうした結果等を踏まえ、今後の体験活動を効果的に推進する方策を示していくことが必要である。
- 本答申（案）は、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言するものである。

## 1. 今なぜ青少年の体験活動か

### （体験活動の機会の創出）

- かつての多くの子どもたちは、仲間とともに自然の中で遊びながら、あるいは、地域において生活、成長していく過程で、様々な自然体験・社会体験を日常的に積み重ねて成長する機会に恵まれていた。しかしながら、今の子どもたちをめぐる環境は、心や体を鍛えるための負荷がかからないいわば「無重力状態」であり、青少年の健全育成にとって深刻な事態に直面している。
- 便利・快適・安全な現代社会においては、青少年は全力を出す「スイッチ」を入れるチャンスを失っているのではないか。青少年の「生きる力」を育むためには、意識的に、目標を持って体験活動等にチャレンジする機会を創出する必要がある。リスクを恐れるあまり、周りの大人が子どもに対して過保護になってしまい、青少年期に必要な体験活動の機会を奪っている面もある。
- 都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場や「本物」を見る機会が少なくなり、そのノウハウも継承されなくなっている。他方、青少年教育施設<sup>\*1</sup>の減少<sup>\*2</sup>、社会教育主事の減少<sup>\*3</sup>等により、これらの状況に拍車がかかっている。

\*1 青少年教育施設：青少年を対象に研修事業や体験活動プログラムの提供を行うとともに、青少年団体等の利用に供するために設置される社会教育施設。本報告においては、少年の自然体験を推進する「少年自然の家」及び青年に研修や交流の場や機会を提供する「青年の家」（宿泊設備を備えるものと備えないもの双方を含む）をいう。

\*2 国立・公立の青少年教育施設は、平成14年：746施設、平成17年：719施設、平成20年：544施設、平成23年：471施設と、9年間で約35%にあたる275施設が減少している。（出典：文部科学省「社会教育調査」（平成23年度は中間報告）及び文部科学省調べ）

\*3 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる役割を担う。年々減少しており、平成23年度は2,521人である。（平成8年度は、6,796人）（出典：文部科学省「社会教育調査」（平成23年度は中間報告）及び文部科学省調べ）

- また、保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡、学校の判断によって、青少年の体験活動の機会に「体験格差」が生じているとの指摘もある。
- 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。
- (社会経済の変化と「社会を生き抜く力」)
- 都市化・過疎化や核家族化が進み、価値観やライフスタイルが多様化し、社会とのつながりが希薄化する中で、親戚や異年齢の子どもたち、地域の人たち等との「ナナメの関係」が希薄となり、子どもたちの人間関係能力が低下している。
- 個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて、新しい価値観を創造したり、異なる他者と協働したりする能力等が必要とされている。
- さらに、グローバル化等に対応しつつ、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、国境を越えて人々と協働するためのコミュニケーション能力等を身につけた人材が求められている。
- 少子・高齢化の進行、グローバル化や情報通信技術の進展、経済環境や雇用環境の急激な変容など、変化の激しい社会において、「社会を生き抜く力」の養成が求められている。「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」（平成24年8月24日）においても、基本的方向性の第一に掲げられている。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、「生きる力」の意義を再認識させたといえよう。
- (体験活動を推進する社会的な仕組みの構築)
- 体験活動は、学力向上の取組と相反するものではないが、学校現場や保護者の間では、学力向上の取組と比べると、体験活動の重要性が必ずしも認識されていないことが多いとの意見もある。また、体験活動の重要性が認識されてはいても、教員は生徒指導上の問題への対応等の様々な課題で忙殺されており、体験活動の機会の確保が十分になされていない現状があ

- る。
- こうした中で、社会全体として体験活動を推進していくためには、国や地方公共団体のほか、地域・学校・家庭・民間団体・民間企業等がそれぞれの立場で自らの役割を適切に果たし、連携していくことが必要である。
- 青少年の体験活動の機会と場の提供を行っている国立青少年教育施設の在り方については、行政改革の観点から見直しが求められているところであります、その機能と役割を明確化するなど、今後の方向性を示していくことが求められている。
- また、NPOや子ども会、青年団、青年会議所など多くの民間団体が、青少年の健全育成のため、様々な体験活動プログラムを企画・実施しており、各地域における青少年の体験活動の機会の提供や地域の総（きずな）づくりに重要な役割を果たしているが、これらの団体等の活性化が求められている。
- これらを踏まえ、体験活動の位置付けや関係者の責務を含め、青少年の体験活動を総合的に推進するための法的な枠組みの整備やその財源の在り方など、社会的な仕組みの構築に向けて、関係者の合意を得ていくことが必要である。

## 2. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について

### (1) 体験活動の定義について

- 体験活動は、意図的かどうかを問わず、直接自然や人・社会等とかかわる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。体験活動の定義については、平成19年の中央教育審議会答申<sup>4</sup>において、主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」とされており、特に社会教育や学校教育の場で提供される場合は、教育的な目的・効果を考慮して体験活動を進めている。本報告においては、主として上記答申の定義の体験活動を念頭において提言している。

また、体験活動そのものを目的とする場合と、体験活動を手段として何かを学び取らせる場合を区別しながら、議論することが必要である。

- 「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類される。一つ目は生活・文化体験活動であり、例えば放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事である。二つ目は、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動である。三つ目は、社会体験活動であり、例えばボランティア活動や職場体験活動、インターンシップである。

### (2) 青少年の体験活動の意義・効果について

#### （「社会を生き抜く力」の養成）

- 体験活動は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人とかかわりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要な基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。

- メディアを中心に世の中に流通している情報は、心地よく感じられるよう計算され加工された情報であり、そのような環境の中でのみ育つてくると人間としての「許容量」が狭いままになってしまう。自然の中で、これ

まで触れたことのない物にも触れながら、その存在を認める経験を積むことで、大人になり思い通りにならない他者や状況に直面したときにも、うまく対応していくことができるようになると考えられる。

- また、スポーツの役割は大きいが、こうしたスポーツを始めとして集団で活動するためには、他人との意見調整やストレスの対処方法など、いわゆる「ヒューマンスキル」が重要であるとの指摘があるが、近年の若者はこの力が低下しており、体験活動や冒険的な活動などを行い、体験の中で育んでいくことが求められている。
- さらに、自然環境や海外の人々とのつながりを持って生きる次世代のリーダー育成のためには、自然の偉大さを体験したり、切磋琢磨（せっさくま）の機会を通じて、海外の人々と共に自然の中で問題を解決しながら進んでいく体験をしたりすることが重要である。

#### （自然や人とのかかわり）

- 体験活動は、仲間とのコミュニケーションや自分自身との対話、実社会とのかかわり等を考える契機となり、結果、他者への共感や日本人としての心の成長、個人や社会の歴史の形成につながっていく。また、自然や人とのかかわりの中で命の尊さについて学ぶことができる。青少年期にその基盤を作ることが重要である。他者や生き物への配慮を含め、社会全体を考える人間を育むためには、教育的視点に裏打ちされた自然や文化などに触れる幅広い体験が必要である。

#### （規範意識・道徳心等の育成）

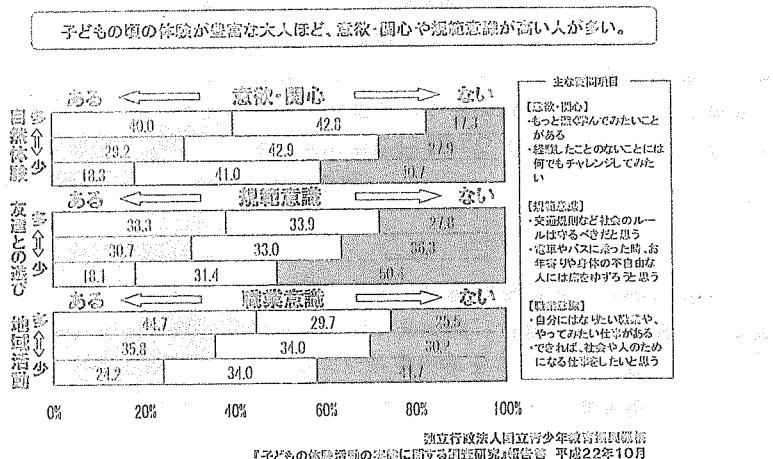
- 規範意識や道徳心の育成においても、体験活動の意義は大きい。現在、「思いやり」や「礼儀正しさ」など日本人が古来大切にしてきた精神性の重要性が再認識されており、そのような道徳的価値観の涵養（かんよう）を図る上で、日本古来の精神性を学ぶことができるような場の教育力を活かした体験活動が有効である。

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下、「青少年機構」という。）が実施した調査では、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・職業意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲や関心等が高い傾向にあ

\*4 中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」（平成19年1月30日）

ることが明らかになっている<sup>5</sup>。

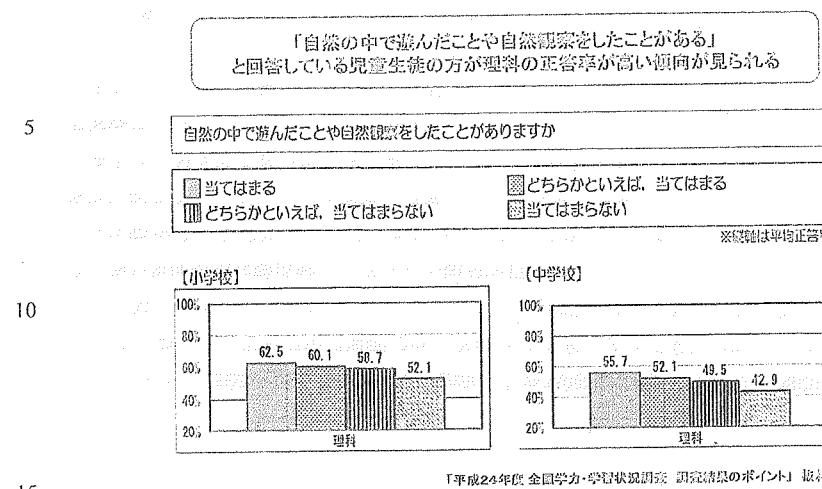
【図表1】体験活動の効果



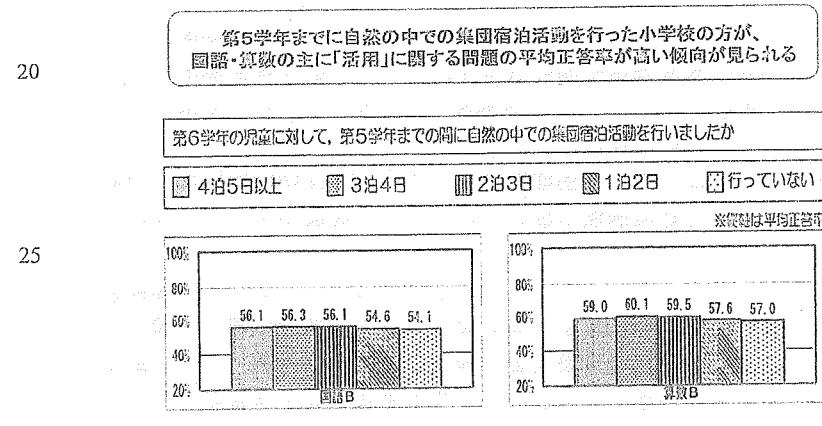
#### (学力と体験活動)

- 全国学力・学習状況調査においては、自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある児童生徒の方が、理科の平均正答率が高く、自然の中での集団宿泊活動を長い日数行った小学校の方が、国語・算数の主に「活用」に関する問題の平均正答率が高い傾向がみられた。P.I.S.A調査(O.E.C.D生徒の学習到達度調査)においてもクラブ活動などの様々な学校の活動が行われているほど読解力の得点が高いという結果となっている。

【図表2】理科の平均正答率



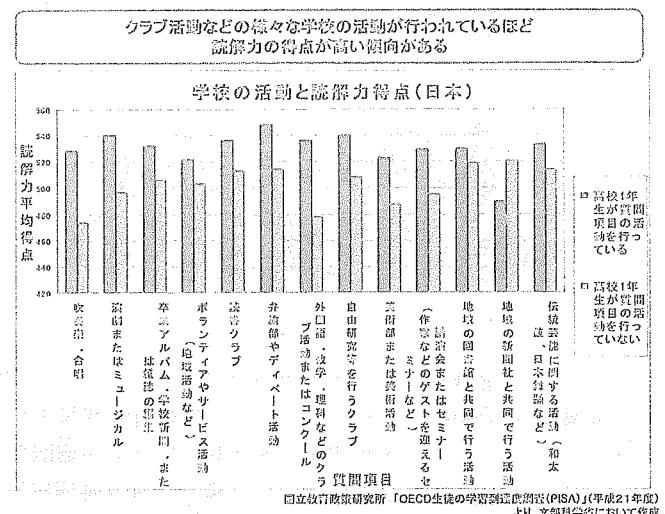
【図表3】国語・算数の活用



<sup>5</sup> 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書

子どもの頃の体験は、その後の人生に影響する（平成22年10月14日）

【図表4】PISA（OECD生徒の学習到達度調査）



#### (勤労観・職業観の醸成)

- 職場においては、近年、若年層のうつ病件数の増加や早期退職、コミュニケーション不足等の課題が深刻化しているとの指摘がある。
- 近年の若者は、衣食住に不自由なく育ってきており、職業観として、仕事に対し、「食べるため」以上のこと追求するが、まず「働く」ことの意味を実感として理解する必要がある。その際、自然豊かな環境で、自然と向き合いながら生きる人々の暮らしぶりに触れるなど、生活の原点に戻る体験をすることが有効である。

#### (社会的・職業的自立に必要な力の育成)

- 学校から社会・職業への移行が円滑に行われるようにしていくため、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせることが重要である。子どもたちに自らの将来を考えさせるためには、多様な年齢・立場の人や社会や職業にかかわる様々な現場を通して、自己と社会についての多様な気づきや発見を経験させることが効果的である。
- 地域の企業等における職場体験活動。インターンシップは、「働くこと」の意義を実感として理解し、また社会・職業についての現実的理を深め

るために、極めて重要な取組と言える<sup>6</sup>。

#### (課題を抱える青少年への対応)

- 体験活動は、ニート・引きこもり等の青少年が抱える様々な課題の解決の一つのアプローチとして、また、課題の未然防止のためにも有効である。特に、不登校などの課題を抱える子どもたちに対しては、楽しみながらいろいろな世界の入り口を見せることができる体験活動を取り入れた教育が重要である。個々の子どもの状況と発達段階を慎重に見極めた上で、こうした教育の機会を提供することにより、基本的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けていくことができる。
- また、いじめの問題については、自然や地域社会と深くかかわる機会の減少や集団活動の不足等により、人間関係をうまく作れない、規範意識が欠けている、些細（ささい）なことでも感情を抑制できないなど、いじめを生む要因となっているという指摘がある。いじめの未然防止のためには、様々な体験活動を通じて、子どもの社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育み、人間関係形成力を育成することが重要である。
- また、近年のうつ病などいわゆるメンタルヘルスの問題への対処においては、職場や学校から離れた自然の中で人や自然とつながる体験をし、ふだんの生活を客観的に見つめ直すことが重要である。

#### 【コラム1】課題を抱える青少年を対象とした体験活動のプログラム開発

- (独) 国立青少年教育振興機構では、平成22年度・23年度に本部での調査研究のほか、中部・北陸ブロックのプロジェクトとして、課題を抱える青少年を対象とした自然体験活動や集団宿泊体験活動プログラムの開発を行った。
- 少年院や適応指導教室、児童養護施設、教育委員会等と連携して、それぞれの課題や年齢等に応じたプログラムを各施設が実施し、その成果を検証した。
- 例えば、国立妙高青少年自然の家においては、「妙高ひまわりキャンプ」として、児童養護施設に入寮している子どもたちを対象に、プログラムづくりから子どもたちが参画し、主体性・自主性を發揮しながら自己実現できる2泊3日のキャンプを実施した。

<sup>6</sup> 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月31日)

実施前と実施後の比較により、ストレスの軽減や思いやり、「徳育的能力」や「身体能力」で得点が向上するなど、一定の成果が報告されている。

### 5 (発達段階別の体験活動)

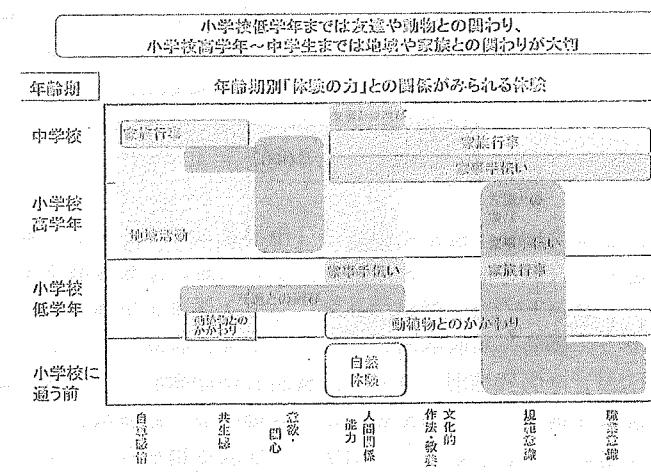
○ 幼少期においては、子どもたち同士での「群れ遊び」を通じて、自然と力加減や人の痛みを知り、思いやりが育まれる。また、遊びの中での「ひらめき」が創造力や柔軟な思考力を養うこととなる。さらに、脳機能等の発達には、乳幼児期からの、家族や地域、自然の中での豊富な刺激・体験が重要であるという指摘もある。

○ 発達段階に応じた効果的な体験活動については、小学校低学年までは「友達との遊び」「動植物とのかかわり」、小学校高学年から中学生までは「地域活動」「家行事」「家事手伝い」等の体験が効果的であることが明らかになっている<sup>27</sup>。学習指導要領では、主として小学校では集団宿泊活動や自然体験活動、中学校では職場体験活動、高等学校では就業やボランティアにかかる体験的な学習を行うこととなっている。学校、家庭、地域で体験活動を実施する際には、こうした発達段階に応じた体験活動を行うことが効果的である。

さらに、今後、高校生や大学生を含めた青年期の若者に向けた体験活動についても、どのようなものが効果的であるのか明らかにして取組を進めていくことが望まれる。

○ なお、現在、幼稚園等から小学校、中学校、高等学校まで学校段階間の連携・接続が進められているが、子どもの体験活動についても、連続性に留意することにより、一層効果的なものとすることが望まれる。例えば、キャリア教育を一つの切り口とするなどして、各学校段階を通じた体系的・系統的な体験活動のプログラムを検討することも重要と考えられる。

【図表5】発達段階別の体験活動



<sup>27</sup> 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書－子どもの頃の体験は、その後の人生に影響する－（平成22年10月14日）

3. 青少年の体験活動を推進するための取組について

(1) 学校教育における体験活動の推進について

①学校教育における子どもの体験活動の推進  
(学校における取組)

○ 学校教育法では、「小学校においては、(略) 教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。」(中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用)とされており、また、学習指導要領では、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」とされており、各学校において、発達の段階を踏まえ、教育課程に計画的・効果的に体験活動を組み込むことにより、今後、より一層体験活動を充実していくことが必要である。

○ 学校教育における自然体験活動等については、長期の集団宿泊活動により、人間的に大きな成長が見られることなど効果がある一方で、学校から遠く離れた所に行かないとい実施できないと考えられていることや、費用負担の問題、大人社会の体験活動への理解不足、教員の多忙感の増加等の懸念が、大きな課題であるとの意見があった。また、職場体験活動については、学校側が地域の企業に体験活動の依頼をしても断られる場合などもあり、活動場所の確保に苦慮している事例もみられる。

○ 学校教育の中に体験活動を取り入れる際には、指導内容の増加、授業時数の増加という現状の中で、子どもや教員・家庭の過重な負担とならないようにするなど、学校現場の状況を十分把握して検討する必要がある。地域内の学校間での連携や、教育委員会が企画・調整するなどして、より効率的に体験活動の場の確保が十分になされるような取組が期待される。また、職場体験活動については、例えばPTAなど地域コミュニティがコーディネーター機能を担っている事例もあり、地域全体の協働により、学校の取組を支援していくことも重要と考えられる。

○ また、理科における実験、図画工作、美術における創作活動、生活、保健体育、技術・家庭、総合的な学習の時間その他の各教科等における様々

な活動のような、学校の授業中にできる体験活動は、知識・技能の活用や問題探求等のきっかけとなるほか、子どもが自分自身の興味関心・得意分野を見つける重要な機会となっており、将来のキャリア形成にも大きく影響するという指摘もあるので、「体験的に学ぶ」という観点からのアプローチも重要である。

今後、教育内容・方法が問題解決型・協働型・双方向型の学習をより重視していく中で、各教科等においても、体験的な学習を適切に取り入れ、子どもの学びを深める取組が進められることが期待される。

10 (学校教育・社会教育の連携強化とコーディネート)

○ 平成20年の社会教育法の一部改正により、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることができた。また、社会教育主事が学校の求めに応じ、助言を行うことができることとした。

15 ○ 青少年の体験活動の推進のためには、学校教育と社会教育の連携強化による体験活動の充実を図ることが不可欠であり、目標の共有や発達段階に応じた実践プログラムの整備・普及啓発のほか、学校教育と社会教育をつなぐ役割を果たすコーディネーターを教育委員会等に配置するなどの体制整備が必要である。

20 ○ このような取組を進めるためには、教育委員会の主体的な役割が重要であり、学校教育と社会教育の担当が連携し、その他の機関・団体等とも連携・協働して地域内の学校教育を含めた体験活動の具体的な推進方策を検討することが有効である。また、体験活動は、学級づくりや学校運営の観点からも極めて重要であり、教育委員会等は、社会教育に関する専門職員である社会教育主事によるコーディネーター等を通じ、体験活動に精通した人材やそのノウハウを活用し、学校を支援する体制を構築していく必要がある。

25

30 【コラム2】島根県雲南市の取組

○「コーディネーター」の配置

島根県雲南市では、平成23年度から、各中学校区の小学校7校を拠点校に「社会教育コーディネーター7名（教育委員会職員4名・嘱託職員3名）」を配置している。

「社会教育コーディネーター」が企画・運営する「不登校児童・生徒対象の体験プログラム」や「健康体力づくりプログラム」「ふるさと体験プログラム」を通して、学校教育と社会教育の連携・協働を推進するとともに、地域における通学合宿や自然体験、放課後子ども教室、地域自主組織等の体験活動との連携・情報交換など学校と家庭、地域との連携・協働の中で子どもたちの体験活動の充実を図っている。

また、平成18年度からは、市内全ての中学校7校に、不登校や特別支援教育に関する業務、危機管理等に関する業務を支援する「教育支援コーディネーター」(教育委員会職員)7名を配置するとともに、平成20年度からは、市内全ての小学校19校に「地域コーディネーター」(地域住民)19名の配置を行っており、これらの人材が連携して学校を支援する取組を進めている。

#### ○学校・教育委員会等が連携した職場体験学習の実施

中学3年生を対象とした「『夢』発見ウィーク」では、学校現場と教育委員会が連携し、市内全ての中学校3年生と同じ日程で、市内の事業所(175か所)の協力を得て職場体験学習を実施している。

「教育支援コーディネーター」「地域コーディネーター」の配置により、生徒の受け入れ先の開拓、地域生徒を対象としたバスの運行、無料乗車券の発行や広報活動を連携して効率的に行なうことが可能となり、学校側は、学校事務(手続や調整等)の負担が軽減され、生徒への指導に力を入れることができるなど、校区を越えた幅広い体験学習の場を生徒に提供することができるようになっている。

○今後、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、誠実性、責任感を育むためには、社会貢献活動や集団活動等様々な体験活動が重要であり、学校教育と社会教育が協働して体験活動の充実を図る必要がある。

#### (大学の学修における取組)

○大学においても、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることができられており、そのためには、インターンシップやサービス

・ラーニング<sup>8</sup>、社会体験活動や留学体験等といった教室外学修プログラムを提供することが必要であることが指摘されている(「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」平成24年8月28日中央教育審議会)。それにより、学修への動機付けを強め、成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果を持つことができる。

#### ②教員の体験活動に関する指導力向上

○教員が、体験活動の意義・効果や実施の際の留意点等を理解し、体験活動に関する指導力を修得できるよう、養成段階や現職段階において、体験活動を実施する際の指導力向上につながる機会を積極的に設ける必要がある。

#### (教員養成での取組)

○教員養成段階において、子どもたちが体験活動を行う際に、学生が自ら企画を行ったり、引率したりするボランティア等として参加できる機会を取り入れることで、子どもの成長を実感したり、予期せぬ子どもの行動も予見し対応したりするといった教員に必要な能力を身につけることができる。

○島根大学教育学部では、教員志望の学生に対し「1000時間体験学修」プログラムの履修を卒業要件として導入しており、学生は4年間を通じて、学校現場や社会教育施設等で様々な体験活動を行い成果を上げている。こうした体験活動を取り入れた取組例やその効果を事例集にまとめるにより、教員養成課程を設置する大学等に広く周知する必要がある。

\*8 サービス・ラーニングとは、教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。サービス・ラーニングの導入は、①専門教育を通して獲得した専門的な知識・技能の現実社会で実際に活用できる知識・技能への変化、②将来の職業について考える機会の付与、③自らの社会的役割を意識することによる、市民として必要な資質・能力の向上、などの効果が期待できる。(中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び統け、主体的に考える力を育成する大学へ～」用語集(平成24年8月24日))

- 教員養成課程で体験活動を実施する際の課題としては、学生の希望と受入れ側の学校・機関の意図との間のミスマッチや、受入れ側の理解不足等があるが、学生の活動の成果や課題を次の年度の取組に活かすために事例発表の場を設けたり、大学側と受入れ側の機関の意識共有を図るため定期的に会議を設けたり、また学生への事前・事後の指導を徹底したりする等の対応が効果的である。

#### (現職の教員研修等における取組)

- 現職段階においても、教育委員会が青少年教育施設等と連携しながら、体験活動に関する研修を実施している例がある。また、免許状更新講習においては、大学や青少年教育施設等において、体験活動の講習を提供している。今後、体験活動を実施する際の指導力向上を図るために、学校現場のニーズを踏まえつつ、研修や講習の内容の見直しと充実を図ることが期待される。

### [回ラム3] 鳥取大学教育学部の取組

- #### ○「1000時間体験学修」プログラム

島根大学教育学部では、平成16年度より、「多様な体験活動を通じてこそ、高度な教育実践力を培える」との観点から、「1000時間体験学修」プログラムを必修として導入している。

1年次から体験活動を積み重ね、事後指導を受けて振り返りを行うとともに、自己評価を行っている。

### 「1000時間体験学修」の内容

- ・基礎体験領域（510時間：必修110時間、選択400時間）  
  <選択分野> 行政連携事業、社会教育施設での体験、各種団体での体験等
  - ・学校教育体験領域（340時間：教育実習等）
  - ・臨床・カウンセリング体験領域（150時間：カウンセリング等の実習、講義）

具体的には、大学の教育支援センターが地域の学校、社会福祉施設、NPO等の団体からの学習支援、放課後学童クラブ・授業補助、各種行事活動等の受入れ希望をまとめて学生に情報提供し、学生が希望に合わせて登録し、事前指導を行った上でそれぞれの活動に送り出している。

学生のアンケートによると、「1000時間体験学修」を修了後は、「子ども理解」「協力」「コミュニケーション力」が高くなっていることが判明している。また、教育現場で働く卒業生からは「いろいろな現場に行って、たくさんの人と出会い、物事の考え方や捉え方、視野が広がった」「机上の勉強だけでは学ぶことのできない本当に社会に出て必要

な経験をできた」等の感想が寄せられている。また、学生を受入れた学校等からは、「生徒の心に寄り添いつつ、やる気を引き出すよい指導をしてくれた」「特別支援学級の子どもたちと一緒によく遊んでくれ、子どもたちも大喜びだった」等の、学生だけでなく受入れた学校等の子どもたちにも良い影響があるとの感想が寄せられている。

- 10

- #### ○国立三瀬青少年交流の家との連携

島根大学教育学部では、「100時間体験学修」の中で青少年教育施設とも連携して体験活動を行っている。国立三瓶青少年交流の家の「さんべ祭」(施設開放事業)に合わせて、学生自らがステージでのイベントや子ども向けの体験活動(そば打ち体験・紙引き体験などのプログラム)の企画・運営を通して、リーダーシップを身に付ける活動がある。この中で、他大学の学生とも合宿を重ねることで絆(きずな)を深め、コミュニケーション能力・合意形成能力・問題解決能力が鍛えられ、多角的にものごとを見る力を養う場になつたというメリットが指摘されている。

15

### ③大学の秋季入学移行に伴う青年期の体験活動の推進

- 現在、東京大学を中心に大学の秋季入学への移行が議論となっており、東京大学の「入学時期の在り方に関する懇談会」報告書（平成24年3月）においては、「ギャップターム」期間中に、研究の現場に接する体験活動、学術を俯瞰（ふかん）する体験活動、ボランティア等の社会貢献活動、インターンシップなど勤労体験活動等の多様な体験を行うことが提言されている。青年期に幅広い分野の様々な体験を行いグローバルでタフな人材を育成するとの検討の方向性について、大いに共感し、高く評価したい。

25

- また、秋季入学への対応のみならず大学生を対象として、在学時及び卒業後から就職までの時期に様々な体験活動を行うことが、社会に出る前の重要な経験となることを改めて指摘しておきたい。現在、秋季入学移行について、東京大学において、引き続き検討が行われているが、実際に「ギャップターム」期間中において、体験活動を推進するためには、年間何万人もの若者が様々な体験活動を実施できるよう、社会全体で支援していく必要がある。

- その際、全国28の国立青少年教育施設は、年間約500万人が活用しており、かつ、青年期を対象とした様々な事業も実施しているため、そのスケールメリットやプログラム開発のノウハウを広く活用できるのではな

いかと考えられる。

- イギリスでは、「ギャップイヤー」が導入されているが、経済的な理由により、体験活動ができない人もいるとの意見もあり、家庭の経済状況の格差が体験活動の格差にならないように、様々な機関と連携し支援策を講じていくことが必要である。

#### 【コラム4】東京大学の秋季入学の構想について

東京大学は、大学教育の国際化の必要性等から、大学を秋季入学とし、約半年間の「ギャップターム」期間を設け、各種の体験活動を推進する構想を提案し（平成24年3月）、これを契機として各界での議論が活発化している。

「ギャップターム」では、先端の研究や社会との接点を持つ多様な経験を通じて、①大学で学ぶ目的意識を明確化、動機づけ、②偏差値重視の価値観のリセット、学ぶ姿勢への転換、③入学後の海外留学等に挑戦する素地づくりなどが期待されている。

さらに、「ギャップターム」期間中の体験活動については、複数の大学や産業界との連携の下、各種の体験活動のプログラムの開発や認証、情報収集・提供を行う非営利団体を設けて対応する体制を整備することも一策であると提言されている。

政府としては、関係大学や産業界等の自主的・自発的な議論の実りある進展を期待しつつ、環境整備が必要となる課題その他の論点につき、その解決に向けて幅広に検討を進めることとしている。

#### （2）社会全体で体験活動を推進するための構造の醸成について

##### ①体験活動に関する理解の促進

- 子どもや保護者、学校それぞれにとっての体験活動の意義や目的を提示するなど、社会に対して啓発を行っていくとともに、その目的に沿ったプログラムや実施体制の整備等を検討する必要がある。
- 特に、保護者に対しては、子どもの発達段階に応じて実施することが望ましい体験活動とその効果を青少年機構の調査研究結果等の根拠を示しつつ積極的に情報発信することにより、体験活動への理解を広げられると考えられる。
- 青少年育成に関する顕在的・潜在的な社会のニーズを踏まえ、体験活動

の意義や効果をそのニーズに合わせてストーリーとして組み立てて、進学塾やゲームなどの他の選択肢に比べどのような利点や面白さがあるかを示していくことが重要である。

- 近年では、企業が必要と考える「社会人基礎力」を身につけるためには、体験活動が有効であるという指摘がなされているところであり、社会人として必要とされる資質能力の育成や自己実現し幸福な人生を送るために体験活動がどのように有効かということを明らかにしていくことが望まれる。

- また、青少年教育施設や民間団体等において、取組事例や体験活動プログラムをホームページ等で取りまとめて紹介しており、これらの効果的な周知を図っていくべきである。

②学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進

○ 学校外での子どもの体験活動の充実においては、地域や家庭が果たす役割が大きく、子どもの成長に合わせて様々な体験ができるよう、地域社会や保護者が積極的に働きかける必要がある。そのため、地域や行政、学校、民間団体等が子どもや保護者が参加できる体験活動の機会を設けるとともに、体験活動に関する情報提供を行うなど、学校・家庭・地域が連携して体験活動を推進していく必要がある。保護者自身も、乳幼児期からの多様な体験を通じて生活のために必要な習慣等を身に付けさせるなど、家庭教育の中で子どもの心身の発達を図るよう努め、更に日頃の家庭や地域での取組を広げていくという意識が重要である。

- 学校で体験活動に取り組む際は、学校と地域との連携が極めて重要である。様々な立場の人とのコミュニケーションの体験が子どもにとって必要であり、地域の人々と交流する機会などを盛り込むことが効果的である。

- 学校では同学年の子ども同士で遊ぶことが多いが、子どもは異年齢の子どもと交わることで成長するので、そのような機会を学校が地域や家庭と連携しつつ、意識的に提供する必要がある。

また、インクルーシブ教育システムの構築が進められる中で、障害のある子どもが地域の同世代の子どもや人々との交流等を進めるためにも、障害のある子どもの体験活動についても推進していく必要がある。

○ 子どもの体験活動の充実のためには、地域住民の参画による学校支援地域本部や放課後子ども教室等の仕組みを活用した取組の推進、地域住民が主体となって活動を展開する総合型地域スポーツクラブでの取組など、地域づくりの活動の中に位置付けて行っていくことも必要である。また、廃校施設を活用して体験学習施設を整備し、地方公共団体や民間団体等が学校や家庭に体験活動の場を提供している事例があり、このような取組の更なる展開も期待される。

○ さらに、各都道府県では、体験活動・ボランティアの窓口が置かれ、県によってはセンターが設置されている場合があり、学校や青少年教育施設等においても、これらの窓口とも連携しながら取組を進めることが有効である。

#### 【コラム5】他端に学ぶ「トライやる・ウイーク」(兵庫県教育委員会の取組)

兵庫県では、「心の教育」の充実を図ることの大切さを認識し、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、「生きる力」の育成を図っていくため、中学2年生全員を対象に、地域や自然の中で1週間の体験活動を実施している。活動は、農林水産体験活動や職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動など、生徒の興味・関心に応じて行われている。

この事業では、学校・家庭・地域の連携を不可欠な要素としており、中学校区で学校長、PTA、地域団体代表等で組織した推進委員会を設け、学校が調査した生徒の希望に応える受け入れ先や指導ボランティアの確保を行っている。

#### ③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進

○ NPOや子ども会、青年団、青年会議所等多くの民間団体が青少年の健全育成のため、様々な体験活動プログラムを企画・実施している。自然体験活動の場の提供、環境教育や持続可能な開発のための教育としての体験プログラムの実施、異年齢や異世代交流の機会の提供、海外の青少年との交流など、地域や社会の要望を踏まえた幅広い内容となっており、各地域における青少年の体験活動の推進や、地域の絆(きずな)づくりにおいて、重要な役割を果たしている。

○ 近年では、国や地方公共団体、そして民間団体のみならず、民間企業が

その特色やアイデアを活かした様々な形で、社会貢献活動として、青少年の体験活動の機会と場を提供したり、独自に民間団体等を表彰するなどの取組が見られる。こうした民間企業が提供する体験活動は、青少年に多様な体験活動を提供する上で、有意義であることから、今後更なる広がりを期待したい。

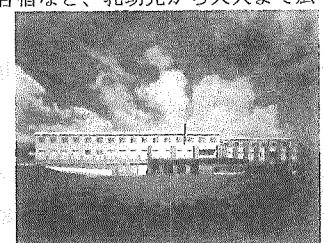
○ 東日本大震災に際しては、様々な企業が被災地の子どもたちを支援するため、自然体験活動等の機会を提供する取組を実施している。例えば、青少年機構において平成23年夏から実施している「リフレッシュ・キャンプ」においては、複数の民間企業が協賛を行い、行政の取組と民間企業の社会貢献のコラボレーションの姿勢について、被災地の子どもたちや保護者等から高い評価を得た。

○ 国や地方公共団体等と民間団体・民間企業の連携は、更に広がりある充実した体験活動の機会の提供につながることが期待され、国等から積極的に民間団体・民間企業に働きかけるなどして、今後更に推進していくことが必要である。

#### 【コラム6】民間団体・民間企業の取組事例

##### ○やまもりキャンプ（公益財団法人キープ協会の取組）

公益財団法人キープ協会は、幼稚園・保育園のお泊まり保育、小中学校・高校の校外学習、自然体験教室、体験型修学旅行や大学のゼミ等の合宿など、乳幼児から大人まで広く利用できる「キープ自然学校」(山梨県)を運営しており、自然学校周辺の豊かな自然環境を活かして「やまもりキャンプ」を不定期で年間10回程度開催している。同キャンプでは、登山や渓谷ハイキング及び雪遊びなどの様々な自然体験活動や、異年齢集団による共同生活などを通じて、児童の主体性やコミュニケーション能力等を育んでいる。



##### ○○A機器会社R社の取組事例

R社の社会貢献活動は、「地球環境保全」と「青少年の健全育成」を重点分野として、神奈川県の山間地に「市村自然塾」を開設し、「生きる力を大地から学ぶ」という理念の下、平成14年から農作業と共同生活を体験できる場の提供を行っている。

毎年3月上旬～11月末までの9か月間、男女28名ずつの子どもたち（小学4年生～中学2年生）が、金曜夕方～日曜朝まで自然塾に集い（男女隔週）、2泊3日で全18回の活動を実施している。

さらに、今年度より卒塾生を対象とし、「社会と人とのかかわり」を教材として広げ、生きる力を育むためのプログラムを開始している。

#### ○食品会社N社の取組事例

N社では、創業者の設立した公益財団法人が、「自然とのふれあいが子どもたちの創造力を豊かにする」という考えのもとに進めている自然体験活動の普及に関する事業を支援している。

平成14年からは、全国の学校や団体が企画する自然体験活動を支援・表彰するコンテストを実施している。さらに、平成22年には、自然体験活動の指導者養成センターを長野県に設立し、自然体験活動の上級指導者養成や指導カリキュラムの研究・開発等を行っている。

#### ○清涼飲料水製造販売会社C社の取組事例

C社では、公益財団法人を設立し、「心豊かでたくましい人づくり」を基本理念に小中学生を対象とした地域社会の環境教育に関する活動実績の顕彰や高校生・大学生による環境保全・環境啓発に寄与する新しい企画の支援を実施している。また、廃校を宿泊型体験施設として再生し、豊かな自然環境の中での次世代を担う青少年の育成のために団体等に提供している。

④体験活動の評価・顕彰制度の創設

○これまで議論してきたように、体験活動はコミュニケーション能力や自ら考え自ら動く力を身につけることにつながり、結果として人間性豊かでたくましい青少年の育成につながるものである。こうした青少年を更に養成していくため、体験活動を積極的に行った青少年を学校や社会がしっかりと評価するよう、その機運を高めていく必要がある。

○例えば、イギリスにおいては、青少年を対象に、奉仕活動、冒険旅行などを通じて、自主性、協調性を育み、自信や自尊心を高めることを目的とし、行った活動の時間数等に応じて賞（アワード）を授与する取組（インターナショナル・アワード）を行っている。この賞（アワード）は、就職や進学、奨学金獲得の際に評価材料ともなっている。

○日本においても、体験活動を積極的に行い様々な力を身につけた青少年が社会で評価されるよう、イギリスの事例等も参考にしつつ、日本の実情に応じた評価・顕彰制度の創設に向けて早急に検討する必要がある。特に民間企業等と連携することで、社会に大きく広がる可能性がある。その際、日本においては、用具が購入できないため部活動に参加できないなど経済格差がそのまま体験格差につながっているとの指摘もあり、経済的に余裕のない家庭の子どもも参加できるよう配慮する必要がある。

#### 【コラム7】インターナショナル・アワード

インターナショナル・アワードは、1956年にイギリスのエдинバラ公爵殿下の創設により、「デューク・オブ・エディンバラ・アワード (The Duke of Edinburgh's Award (D ofE))」としてスタートした。以下の4つの活動を通じて、14～24歳までの青少年を対象に、自主性、協調性を育み、自信や自尊心を高めることを目的とし、行った活動の時間数等に応じて賞（アワード）を授与する取組である。

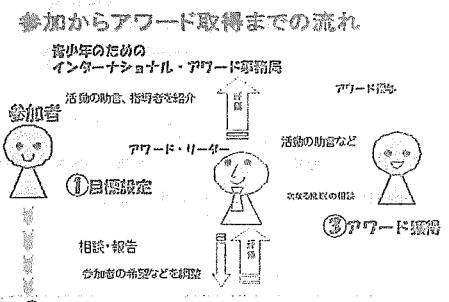
- Service (奉仕活動)
- Skills (技能・教養の習得)
- Physical Recreation (運動系レクリエーション)
- Adventurous Journey (冒険旅行)

ブロンズ、シルバー、ゴールドと三つのレベルが設けられ

ており、レベルが上がるにつれて、より高い目標設定とよ

り多くの時間数が要求される。例えばブロンズ・レベルでは、奉仕活動、技能・教養の習得、運動系レクリエーションは、3か月～6か月の期間に継続的に活動したことが評価される。また、冒険旅行は、1泊2日のグループによる活動が評価される。現在ま

で、131か国で実施されており、約700万人の青少年が参加している。また、62か国では、国レベルで制度が運営されている。



## ⑤体験活動の指導者養成

### (地域や学校における指導者養成)

- 青少年には良質な体験と指導者を用意することが必要不可欠であり、青少年機構は指導者養成に関する実績やノウハウを有する民間団体と連携しつつ指導者資格を付与する仕組みについて検討し、併せて国においてもその取組を支援する必要がある。その際には、養成した人材がどのような役割を果たすのかということを考慮して検討することが求められる。

○ 特に、学校と地域の連携による体験活動の推進に当たっては、例えば、学校支援地域本部や放課後子ども教室等のコーディネーターやボランティア、既に学校の活動にかかわっている保護者・地域の人材等が、体験活動の指導・引率などを行うことを想定したプログラムの提供など、学校や地域のニーズを踏まえた指導者養成の在り方についても検討する必要がある。また、仕組みを検討する際には、現場のニーズを踏まえつつ、人間関係づくりやカウンセリング等、青少年に接する指導者として不可欠な資質を高めるような内容を盛り込む必要がある。

○ 体験活動を推進するためのプログラムの企画とともに、その実施体制を検討する必要がある。プログラムの企画・実施が、担当者の異動や個々の教員の経験の多寡等、属人的な事情により大きな影響を受けないよう、組織としてプログラムの成果を蓄積・共有できるようにする必要がある。

○ 特に学校において、より質の高い体験活動を実施するため、プログラムの企画・実施においては社会教育主事の活用や、民間団体で既に指導者としての能力や実績を有する者や地域の人材等との連携について、積極的に検討する必要がある。このほか、質の高い指導者養成や、指導者等をコーディネートできる人材の育成が急務である。

### (安全性の確保)

○ 体験活動のうち特に自然体験活動は、生命にかかわる事態が発生する危険性があり、安全管理は最も優先されるべきである。ただし、不測の事態に臨機応変に対応する力を身に付けることが体験活動の目的の一つでもあり、過度に保護的な環境を創出することはその趣旨に反する。指導者等を活用し、安全確保ができる範囲を可能な限り広げるように努め、安全確保のために活動範囲を縮小することのないよう留意する必要がある。

- 利用者の安全確保のために、施設・設備の維持管理や研修による指導者の能力向上や連絡体制の整備、情報共有等について、国及び地方公共団体が適切な支援を行うことが必要である。また、国及び青少年機構は、安全確保のための指導事例集やマニュアルの開発を進め、教育関係者が広く活用できるようにするなど、安全指導に関する具体的な情報提供の方法を検討する必要がある。

### 【コラム3】CONE指導者養成概要（NPO法人自然体験指導協議会：CONE）

自然体験活動推進協議会（CONE）とは、自然体験をキーワードに、全国約300団体が連携しながら、豊かな自然体験活動の推進と普及を行っている団体である。CONEでは、自然体験活動指導者の養成・紹介や、安全な活動の普及啓発、調査研究などを行っている。

CONEでは、2000年から「CONEリーダー」という指導者の登録を始め、現在約15,000人が民間の自然体験活動の指導者として登録している。さらに、「リーダー」の上に、「インストラクター」「コーディネーター」「トレーナー」などの資格を設けているが、社会の認知度が低いことや、活用が不十分なことなどが課題となっている。

**CONE指導者制度のしくみ**

```
graph TD; A[CONEリーダー  
約13,000人] --> B[CONEインストラクター  
約1,100人]; B --> C[CONEコーディネーター  
約1,000人]; C --> D[CONEトレーナー  
約900人];
```

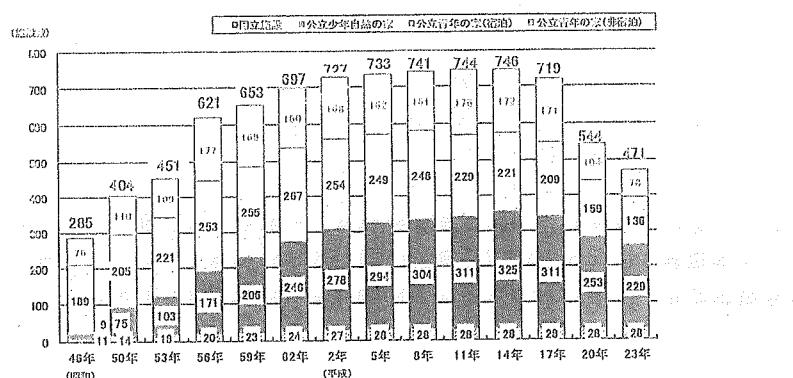
A: 役割：自然体験活動の案内ができる  
B: 級別制  
C: 役割：自然体験活動の指導ができる  
3年ごとの更新制  
D: 役割：自然体験活動の企画・運営ができる  
地域の指導者、他の団体・機関との連携を通して、  
自然体験活動指導者が活躍する場を作ることができる  
3年ごとの更新制  
E: 役割：自然体験活動指導者養成講座の企画・運営を行う  
自然体験活動の普及・推進を図る  
3年ごとの更新制

### (3) 青少年教育施設の役割・取組について

#### (青少年教育施設の現状)

○ 青少年教育施設は、現在、全国に国立は28、公立は443あり、青少年の体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っているが、近年その数が減少してきている。また、青少年教育施設では職員の指導による自然体験活動だけではなく、集団で食事や入浴をするなど協調性を養ったり、規則正しい生活体験の機会を提供する場でもあり、青少年の成長に大きな影響を与えている。

【図表6】国立・公立の青少年教育施設数の推移



注1) 独立施設(独立行政法人)が運営対象となったのは平成20年度以降。  
平成17年度以前の独立施設については、文部科学省調べ。  
注2) 独立施設には、「その他の青少年教育施設(独立行政法人)を含む」。  
文部科学省「社会教育調査」(平成23年度は、中間報告)

#### (国立青少年教育施設の役割)

○ 全国28の国立青少年教育施設は、青少年の体験活動を推進するナショナルセンターとして、常駐の指導者のもと年間約500万人もの青少年等に利用されており、指導者養成・指導者の資質能力向上のための研修、幼少期から青年期までの体系的な体験活動についての実証的な調査研究、モデル的なプログラムの開発・普及等を実施している。また、学校・企業・民間団体など地域社会との連携や、国公立及び民間の青少年教育施設・青少年教育団体相互のネットワーク作りを担っている。今後、これらの機能を更に強化する必要がある。

○ 一方で、「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「国立青少年交流の家等の自治体・民間への移管等に向けた取組や稼働率の低い施設の廃止に向けた検討を積極的に進め」とこととされており、今後、例えば、職員研修等にも配慮しつつ、閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討するなど、体験活動の機会と場の確保という観点を踏まえつつ、より効果的・効率的な在り方について、更に検討を行う必要がある。

○ なお、「稼働率の低い施設」については、過去の閣議決定<sup>9</sup>において「原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないもの」とされており、引き続き、それを踏まえることが適切である。

○ 一方で、国立青少年教育施設は単なる宿泊施設ではなく、あくまで教育施設であることにかんがみれば、宿泊室稼働率と合わせて、国立青少年教育施設において活動した青少年に教育上どのような効果が得られたか、ナショナルセンターとしての機能がどれだけ発揮されたのか等の多面的な評価を行っていく必要がある。

#### (新たな管理運営の在り方)

○ また、国立青少年教育施設を民間活力によって活性化することは重要である。青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、地域住民の方々等多様な主体が、施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「新しい公共」型の管理運営の更なる推進や、所長から一般職員までの幅広い人事交流、民間出身所長の活用等が必要である。また、各地域において、少子化や地域の絆(きずな)の希薄化等により、地域を担う青少年のネットワークが薄れつつある中で、地域づくりや地域の青年リーダー養成等の中核としての機能を担うことも求められている。

#### 【コラム9】新たな管理運営の導入に向けた研究

(独) 国立青少年教育振興機構では、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成23年9月より、新たな管理運営に向けた試行を、民間から所長を登用した赤城青少年交流の家と淡路青少年交流の家の2施設で実施している。

この試行においては、青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、学識経験者等幅広い関係者で構成された「運営協議会」を設置し、当該施設の運営に実際に参画していくこととした。

平成23年度においては、運営協議会の委員の得意分野を活かしながら、教育事業、広報、財務・施設管理など、施設側と委員側が協働して、業務の改善・見直しが実施できるよう協働委員会や協働プロジェクトを設置した。また、「活かそう！学ぼう！ぐんまの体験学習データブック」の作成、運営協議会委員によるターゲットを明確にした事業の企画・

\*9 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)

実施などの取組が行われるとともに、運営協議会において、職員の任用や施設の予算について改善方策が検討され、これらを踏まえ、平成24年度の運営計画が策定された。

今後、運営協議会委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることが期待されている。

5

○ 公立青少年教育施設では、効率的な管理運営の観点から指定管理者制度の導入が進んでいるが、民間の力を活用した創意工夫ある運営や、効率的な運営に資する等の利点がある一方で、優秀な人材の継続的な確保をはじめとする安定的な運営の面、そして何よりも安全面で問題が生じているとの意見もあった。公立青少年教育施設が、学校や各種団体と連携し、地域の体験活動の拠点として、より一層活用されるように、これまでの制度や運用のメリット・デメリットを検証しながら、行政としても多面的に支援する必要がある。

10

○ 国立オリンピック記念青少年総合センターは、都市型の青少年教育施設として、青少年の学習活動・体験活動や研修を実施する場として活用されている。都市部の青少年は体験活動の不足が深刻であるという指摘があり、ニーズ調査等も行いながら都市型の青少年教育施設についても今後検討する必要がある。このほか、地方の青少年についても、遠方に所在する体験活動を実施できる施設に行く機会は少なく、屋内のゲームが遊びの大半を占めている場合も多いため、家の近所で体験的な遊びができる環境づくりが求められている。

15

○ 青少年教育施設での指導方法や活動内容の充実だけでなく、青少年教育施設の指導者を学校や教育委員会主催の研修会に講師等として派遣する等の取組や、教育委員会と連携して教員指導育成プログラム作りを考える必要がある。

20

5. 東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について

○ 今回の東日本大震災のような非常事態では、用意された答えを探すだけの勉強では、適切な対応をとることが不可能である。瞬時に適切な対応をとることができる感性や生き物としての、いわば「野性の勘」を磨くためには、青少年期に自然の中で様々な体験を行うことが必要である。

○ 東日本大震災において、多くの青少年がボランティア活動を通じて成長したように、社会の一員としての自覚と責任感を高めるため、平常時においても、様々なボランティア活動等の社会貢献活動を積極的に奨励すべきである。社会貢献活動は、相手の役に立つという意義だけでなく、活動を行う側にとっても、多くのことを学ぶことができる学習の機会であるという認識を持つべきである。

○ 東日本大震災では、多くの被災者の方々が、長い間、避難所となった学校の体育館等での共同生活を送る事態となつたことを踏まえ、今後、平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊事といった非常時の生活を想定した体験を行う機会を設けることが必要である。このような取組は、非常にどのような行動をとるべきかを体験的に学ぶ機会となるとともに、親子や高齢者を含めた幅広い年代の地域住民が協働して取り組むことによって、災害時にも互いに助け合うことのできる地域の絆（きずな）づくりにもつながる。

○ このため、国は、各地域の特性に応じた体験的な防災教育を推進するため、学校等を避難所として想定した生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「防災キャンプ推進事業」（平成24年度から実施）の更なる推進と成果の普及に努めることとする<sup>10</sup>。

#### 【コラム10】「防災キャンプ推進事業」：新潟県・北海道の事例

30 「防災キャンプinみつけ」（新潟県見附市教育委員会（共催：新潟県教育委員会））  
概要：地域の児童とその保護者・住民を対象に、豪雨の影響による水害について理解するとともに、学校での宿泊体験（2泊3日）や着衣泳などの体験プログラムを通し

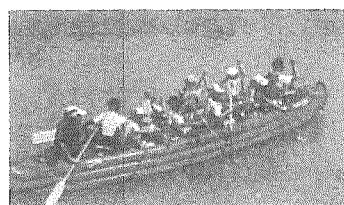
\*10 「学校安全の推進に関する計画」（平成24年4月27日閣議決定）において、国は「防災キャンプ推進事業」の実施と成果の普及に努めることとされている。

て、被災時の対応能力や災害時の人としての在り方を身に付けるためのプログラム

実施場所：見附市立名木野小学校

参加者：約100名（市内小学校及び特別支援学校の児童、その保護者、地域住民）

プログラム例：水害についての学習（避難体験やハザードマップの見方等）、レスキュートレーニング（搬送体験、着衣泳体験等）、非常食・炊き出し体験



成果：参加者からは、「災害から自他の命を守るスキルを身に付けることができた」、「仲間とのかかわりを深め、協調性や地域の方々への感謝の気持ちを高めることができた」等という意見があり、地域防災・防災教育等にかかる意識の醸成が図られた。県においては、県内全域において学校と地域が連携した「防災キャンプ」が実施されるよう、この事業の評価や成果を県内に周知することとしている。

#### 「壮瞥町防災キャンプ」（北海道壮瞥町教育委員会）

概要：地域の児童とその保護者を対象に、火山の噴火による災害発生時の適切な対応や、地域における過去の災害を学ぶとともに、東日本大震災からの教訓についての講義の受講、また避難所設営・火おこし体験などの体験プログラムを通じて、防災意識を高めたり、地域の絆（きずな）をつくるプログラム

実施場所：壮瞥町久保内小学校等

参加者：計80名（小学生・中学生・高校生・保護者・関係者）

プログラム：昭和新山・有珠山フィールドワーク、避難所設営、火おこし・吹き出し体験、集団での入浴体験

成果：参加した児童生徒からは、「自然災害と恵みについて学ぶことができた」、「目頃の備え、勉強と訓練の大切さを学んだ」等の意見・感想が寄せられ、防災意識の醸成が図られた。また、スタッフとして運営にあたった若手町職員にとっても貴重な研修機会となった。今回の成果を踏まえて、壮瞥町教育委員会では、今後も地域の歴史と自然を理解する取組を一層推進することとしている。



○ 国立青少年教育施設は、今回の大震災で延べ約6万人の被災者及び国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて1千人を超える帰宅困難者等を受け入れるなど、その宿泊機能や職員の持つノウハウ、これまでの活動を通じた地域との信頼関係・ネットワークを活かした受け入れ支援を積極的に実施した。また、国立岩手山青少年交流の家では、自衛隊からの要請に基づき、被災地支援に要する燃料補給や延べ約2万6千人の自衛隊員の休息基地として対応するなど、被災地支援において重要な役割を果たした。

○ 東日本大震災後、福島県の子どもたちは、東京電力福島第一原子力発電所の事故や、限られたスペースで活動しなければならない避難所生活の影響で、日常生活の中で多くのストレスを抱えることになった。こうした子どもたちに対し、文部科学省及び青少年機構が実施した様々な自然体験活動等を提供する「リフレッシュ・キャンプ」では、参加後の子どもたちのやる気が向上（無気力感が低下）する等、様々なよい効果が見られた。

15

#### 【コラム11】「リフレッシュ・キャンプ」

平成23年夏季以降、東日本大震災の被災地の子どもたちが、震災による様々な影響により、日常生活の中で多くのストレスを抱えている実態があることから、（独）国立青少年教育振興機構において、児童・生徒の心身の健全育成及びリフレッシュを図るために、国立青少年教育施設を活用し、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会を提供した。平成23年夏季のリフレッシュ・キャンプでは、トップアスリートによるスポーツ・プログラムの他、ハイキングや屋内プールでの水泳等のプログラムが実施された。



参加者アンケートの結果、96%の参加者が「とても楽しかった」、「楽しかった」と回答しており、特に「無気力感」に顕著な改善がみられるなど、子どもたちの心身の状態にもかなりの改善がみられた。

なお、本事業の一部は、文部科学省との共催や、複数の民間企業からの協賛金・to to（スポーツ振興くじ）の助成金等を得て

いる。 実施場所：東北の青少年のための施設

実施場所：国立岩手山青少年交流の家（岩手県）、国立花山青少年自然の家（宮城県）、国立磐梯青少年交流の家（福島県）、国立那須甲子青少年自然の家（福島県）、国立妙高青少年自然の家（新潟県）

35

国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都）

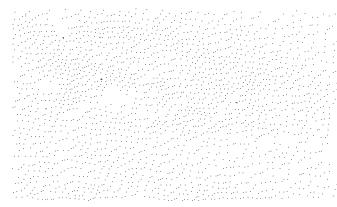
実施回数・参加者数：平成23年7月～平成24年8月

（平成24年8月時点）6施設合計で87回実施（計約9,700名が参加）

※平成24年8月以降も引き続き同様の事業を実施している。

5 対象：被災3県の子ども等

- 引き続き、被災地では子どもの心のケアが大きな課題となっており、福島県をはじめとする被災地の子どもたちに対して、こうした体験活動の機会を積極的に設けることが必要である。特に被災地にある国立青少年教育施設は、体験活動を通じて被災地の子どもたちの心のケアを行う中心的機関として積極的に機能することが必要である。  
10
- また、被災地を中心に、国公立の青少年教育施設を拠点として、災害現場から学ぶ体験的な防災教育の仕組み作りを被災者・行政・ボランティアなど多様な主体が一体となって進めるべきである。  
15
- これらを踏まえ、広い敷地や多数の研修・宿泊施設をもち、質の高い職員を擁する国公立青少年教育施設において、災害への対応や防災に係る研修プログラム、「サバイバル」の要素を持った研修プログラムの開発・実施などを行い、青少年教育施設を防災拠点として、その機能強化を図る必要がある。  
20
- 東日本大震災の被災地でのボランティアに参加したいという大学生等も多くいるが、休学中の学費や単位取得への影響を懸念する意見もある。国内の大きな課題に取り組む体験活動は重要であり、大学等が必要な配慮を図ることが望まれる。  
25



30

5. グローバル化に対応した国際交流の推進について

- グローバル化に伴い、人・モノや様々な文化・価値観等が国境を越えて流動化しつつある今日の社会においては、青少年に自分の意見を正々堂々と述べたり、異なる文化や価値観による考え方を受け入れたりすることができる能力や態度を育成する必要がある。また、世界で生じている課題と自分の生活との結びつきを理解し、多様な立場の人と共に問題解決に向けた行動ができる力が求められている。  
10
- そのためには、学習指導要領において「言語活動」の充実が求められていることも踏まえ、学校教育の中でもディベートやプレゼンテーション等を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、日本の豊かな伝統や文化を理解し、世界へ情報発信する力の修得を図ることが重要である。  
15
- 国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するためには、青少年が異なる文化や習慣を持つ人々と意見交換や討論を行うほか、寝食を共にしたり、様々な活動を協力して実施したりするなどの国際交流体験を積むことが必要不可欠である。また、海外の青少年は日本の文化を体験したいというニーズが高く、日本文化の発信という面でも意義がある。  
20
- 例えば、4年に1度開催されるボーイスカウトの世界大会である世界スカウトジャンボリーでは、様々な国の青少年が、言葉は分からなくても、共に行う体験を通じて自然にうち解けて交流を深め、互いの文化を学び合う場が形成される。このような国際交流の体験は、自国の伝統と文化を尊重するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成に資するものである<sup>11</sup>。平成27年には、日本（山口県山口市きらら浜）で世界から約3万人が集う第23回大会が44年ぶりに開催されることとなっており、これを契機として、青少年の国際交流の機運を醸成していく必要がある。また本大会に対し、政府としても積極的に支援を行う必要がある<sup>12</sup>。

\*11 第22回世界スカウトジャンボリー（22 WSJ）調査報告書－国際的な集団野外生活が青少年に与える影響－（平成24年3月10日）

\*12 第23回世界スカウトジャンボリーの実施については、平成23年12月16日に「関係行政機関は必要な協力をうるものとする」との閣議了解が行われている。

【コラム12】第23回世界スカウトジャンボリーの日本開催（山口県山口市）

世界スカウトジャンボリーは、4年に1度開催される世界スカウト機構主催の青少年大会で、世界161の国と地域から約3万人が集まり、キャンプをしながら「世界の仲間」と体験を共にする。様々な国からの参加者たちと共に生活することで、異文化を理解し世界中に友達の輪を広げるとともに、環境や平和などについて学ぶプログラムや、体を動かして体験するプログラムが提供されている。

会期：平成27年7月28日（火）～8月8日（土）12日間

会場：山口県山口市阿知須・きらら浜

対象：世界スカウト機構に加盟する161の国と地域の14歳から17歳の中・高生を中心に約3万人

※ 第23回世界スカウトジャンボリーのリハーサルとして、第16回日本ジャンボリー（兼第30回アジア太平洋地域スカウトジャンボリー）が同じく、山口県山口市きらら浜で開催される予定。（平成25年7月31日（水）～8月8日（木）9日間、小学6年生から高校3年生を中心に約1万5千人（海外からは約1,500人が参加予定））

- また、若者の「内向き志向」が指摘され、海外留学者数が減少傾向にある中、グローバル人材の育成は急務である<sup>13</sup>。このためには、海外に留学する生徒・学生に対する経済的支援のみならず、青少年に対して、国際交流体験などを通じて国際的な視野を持たせ、海外留学への関心を持つもらうほか、国際的に活躍できる人材の育成につながるきっかけを提供することが必要である。

【コラム13】若者の「内向き志向」

近年、日本の若者は「内向き志向」にあるとも指摘されており、実際に統計を見てみると、「留学したい」と考えている日本の中高生は半数以下で、米国・中国・韓国に比べるとその割合は低い。（図1）

また、新入社員に対する調査において、「海外で働きたいとは思わない」割合が、2001年の3人に1人から、2010年は2人に1人へ増えている。（図2）

図1：高齢生の留学に関する意識調査（各國比較）

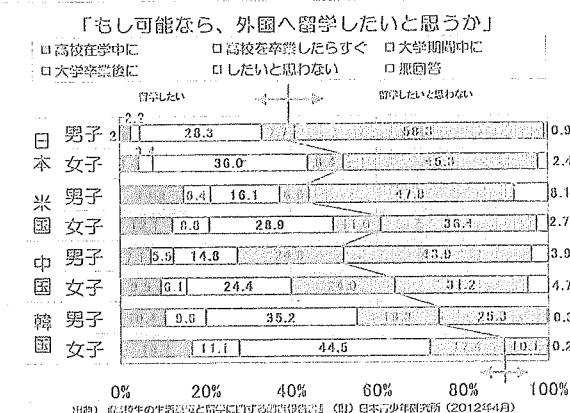
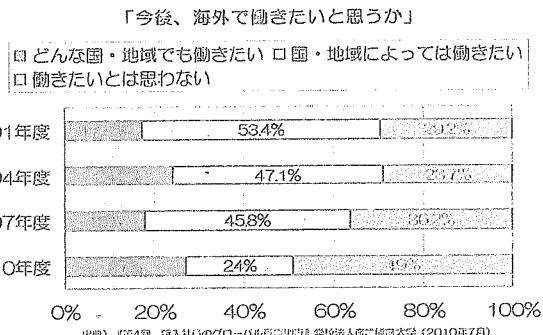


図2：新入社員のグローバル意識調査（縦年比較）



- 青少年の国際交流の推進にあっては、例えば、青少年教育施設を活用した国際交流事業などを通じて、より多くの青少年が機会を得られるよう、今後、取組をより一層充実させることが重要である。そのためには、国の明確な方針の下、地方公共団体への財政的支援等についても検討し、円滑に活動が推進されるよう環境整備を図る必要がある。

\*13 「グローバル人材育成戦略」（グローバル人材育成推進会議「審議まとめ」）（平成24年6月4日）

おわりに

- 今後、この答申（案）の内容を実現するためには、今日の青少年をめぐる状況について、全ての人が危機感を共有するとともに、体験活動の重要性を認識し、多様な体験活動を提供するためにできるところから早急に取り組んでいくことが求められる。

家庭・地域における日常生活の場面から学校教育の場や企業活動などあらゆる場面において、大人が青少年にきっかけを与え、様々なプログラムの提供ができるよう積極的に展開していかなければならない。

- 学校・家庭・地域など社会の全ての構成員が自らの果たす役割と責任を自覚し、社会総ぐるみでこれからの中学生の「社会を生き抜く力」の養成に向けて具体的に行動していくことを期待したい。



平成20年4月18日

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

新しい時代に求められる青少年教育の在り方について

平成20年4月18日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

【別 紙】

(理 由)

次代を担う青少年の健全な育成のためには、学校、家庭、地域が共にその教育力を生かしながら、相互に連携して社会総がかりで取組を進めが必要である。しかし、実際には、青少年に対する教育は学校が中心となっており、地域の青少年教育においては、その期待される役割を十分に果たしていない状況にある。

特に、青少年の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にある。また、昨今の行政改革や規制改革の動向等も踏まえるとともに、新しい時代における青少年教育施設に対する要請に応えつつ、その設置や管理運営の在り方を検討する必要がある。

このように、青少年教育は大きな転換点を迎えており、青少年教育の再構築が必要となっていることから、新しい時代に求められる青少年教育の在り方について、次のような事項を中心に逐次検討していく必要がある。

(1) これからの青少年教育の意義・役割について

(2) 青少年教育における国、地方、民間の役割と連携について

(3) 青少年教育施設の在り方について

(4) その他今後の青少年教育の推進方策について

21世紀に入り、間もなく10年が経過しようとしています。この間、グローバル化や情報化等が想像を超えるスピードで進み、その結果、社会は急速にその姿を変えていきます。今や、わずか数年単位でそれまでの社会基盤や、人々が共有する基礎的な技術・考え方方が大きく変貌するに至っています。青少年はこのような社会で育ち、来るべき新しい社会を作る存在であることから、急激な変化に対応できるよう、多様な能力・資質を備えることが求められます。特に、個として確立しつつ、激動する社会の一員として、その形成に積極的に参画していくことが必要であり、一昨年に60年ぶりに改正された教育基本法においても、教育の目標として「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と新たに規定されています。

次代を担う青少年が自立した存在として育つためには、青少年期を大人への準備期間として、人格の基礎を築き将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期とともに、自らの人生をどう設計していくかについて考える時期とする必要があります。このためには、学校、家庭、地域のそれぞれが、時代の要請に対応しながら、相互に密接に連携して、いわば「社会総がかり」で青少年の健全育成に取り組むことが求められます。

このため、このたび、新しい時代に求められる青少年教育の在り方について、御検討<sup>ふえん</sup>いただきたく、以下、諮問理由について、御審議をお願いしたい事項と併せ若干敷衍して説明させていただきます。

(1) これからの青少年教育の意義・役割について

青少年が社会の責任ある一員として成長していく過程では、学校教育において「生きる力」を育むとともに、地域社会において大人や多様な年齢層の人々と触れ合い、また、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等を通じて、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などをはじめとする豊かな人間性や協調性などを身に付けることが必要であると考えます。

しかし、現状では、青少年に対する教育は、その大半を学校が担っており、多くの大人が自らの子ども時代と比較して、地域の教育力が低下していると感じているとの調査結果に示されるように、青少年教育は期待される役割を十分に果たしているとは言い難い状況にあります。また、地域において青少年に身近な存在として機能してき

た青少年団体は、これまで団体ごとの特色を活かし、自然体験活動やボランティア活動などを通じて青少年教育にあたってきましたが、近年、その組織率は低下傾向にあり、活動規模や参加者等が縮小したり、旧来の事業がそのまま何年間にわたって続けられるなど、低迷している状況にあります。

一方で、教育再生会議が、子どもたちの社会性、感性を養い、視野を広げるため、小学校で1週間の集団宿泊体験や自然体験・農林漁業体験活動が必要である旨の提言をし、また、今般改訂された学習指導要領においても教育課程の編成に当たり、自然体験やものづくりなどの体験的な学習活動を積極的に取り入れることを求めております。こうした体験活動を実施するためには適切な場や指導者、多様な活動プログラムが整備されることが必要となります。これらを教職員をはじめとする学校教育関係者だけで整えることには大きな困難が生じます。すなわち、今後の青少年教育に対しては、これまで培ってきた体験活動に関する指導者やプログラムといった教育資源を学校教育の場で活用するという新たな要請も生まれています。

こうした状況を踏まえ、学校と地域・家庭が車の両輪として青少年の健全育成を行うという本来の姿に向け、青少年教育の再構築を図るために、改めて、青少年教育の意義・必要性とは何か、学校との連携はいかにあるべきか、今後、青少年教育が果たすべき役割とは何か、という点について今日的な見地から専門的な検討をお願いしたいと考えております。

## (2) 青少年教育における国、地方、民間の役割と連携について

青少年教育については、国、地方公共団体、民間がそれぞれの立場で様々な取組を行っております。この中には、一見すると内容等が相互に重複しているように見えるものもあります。また、国や地方公共団体の財政が厳しい状況にある一方で、近年、青少年教育の重要性に対する社会的关心の高まりに応え、民間レベルにおいて様々な取組が行われてきています。それらの中には、多くの参加者を集め、広範囲にわたって事業を展開しているものもあることから、今後はこれら民間レベルの取組を推進していくべきだとの意見も見られます。さらに、構造改革や地方分権が進み、国と地方、官と民との役割分担が従前とは変化する今日、青少年教育における国、地方、民間における取組の意義・役割や相互の関係も、この変化に対応していくことが強く求められております。

このような中、青少年教育において、国、地方、民間がより効果的にそれぞれの取組の成果を挙げることができるよう、地方や民間が担っている役割や今後期待される役割等を把握・検討した上で、国はどのような役割を果たし、どのような事業を実施していくべきかという国がとるべき施策の方向性や、地方や民間とどのように連携を進めていくべきかという点についても、御審議いただきたいと思います。

## (3) 青少年教育施設の在り方について

青少年教育施設は、青少年教育の場として大きな意義を有しており、国や地方公共団体によって、全国に広く設置されています。これらの施設では、集団での宿泊研修や体験活動を実施しており、青少年の体験活動不足が指摘される中、その意義は増しています。その一方で、公立施設が全国に設置されていることを踏まえ、国立施設を自ら設置・運営していく必要性や、国立施設でなければ果たせない機能・役割について、早急に検討していくことが求められています。

また、従来型の青少年教育施設は、多様化するニーズに十分に応えられているのかという指摘もあります。さらに、行財政改革や規制改革の観点から、市場化テストの導入や業務の一層の民間委託等が必要だと指摘もあり、これらを受け、国立施設の管理運営の効率化を求める声も高まっています。こうした動きに、どう応えるかについても検討する必要があります。

さらに、公立施設についても、指定管理者制度による新たな管理運営方式の導入や、財政上の問題を理由として施設を廃止・統合する動きも進んでいます。

このため、改めて青少年教育の意義・重要性を踏まえ、国公立の青少年教育施設について、その管理運営の在り方、国として国立施設に今後期待する役割、国公立施設および民間施設との役割分担やそれを踏まえた連携の在り方などについて、御議論いただきたいと思います。

## (4) その他今後の青少年教育の推進方策について

これらに加え、他の青少年教育の新たな振興方策についても御検討頂きたいと存じます。たとえば、現在、独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置されている「子どもゆめ基金」を中心として実施されている民間青少年団体に対する支援の在り方を、今後どのようにしていくのか、また、ニートや引きこもり、不登校などの問題を抱える青少年をはじめとして、青少年教育が対象とする層が多様化している中にあって、これらに対する教育プログラムの開発や指導者の養成をどのようにしていくことが適當か、青少年教育におけるスポーツの役割はどのようなものか、さらには、グローバル化する中にあって青少年の国際交流をどのような視点から充実させていくことが必要であるか、等についても幅広く御審議いただきたいと考えております。

以上、今後の審議に当たり、当面、御検討をお願いしたい点について申し上げました。このたび諮問した事項について、会長、副会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、幅広い観点から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

なお、このたびの諮問事項については、その内容が広範多岐にわたることから、これらを一つ一つ着実に実現していくため、本審議会におかれましては、審議の区切りがついた事項から逐次答申していただきますようお願いいたします。

## 第6期中央教育審議会委員

|          |  |
|----------|--|
|          | (50音順・敬称略)   |
| ○会長      | ○副会長   |
| 相川 敬     | 社団法人日本PTA全国協議会顧問   |
| 安彦 忠彦    | 神奈川大学 特別招聘教授   |
| ○ 安西祐一郎  | 独立行政法人日本学術振興会理事長   |
| 五十嵐俊子    | 日野市立平山小学校長   |
| 生重 幸恵    | 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長、一般社団法人キャリア教育コーディネーター・ネットワーク協議会代表理事 |
| ※1 石井 正弘 | 岡山県知事  |
| 浦野 光人    | 株式会社ニレイ代表取締役会長、公益社団法人経済同友会幹事、財団法人産業教育振興中央会理事長                    |
| 衛藤 隆     | 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授                           |
| 大日向雅美    | 恵泉女子大学大学院平和学研究科教授  |
| 岡島 成行    | 大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長                                |
| ○ 小川 正人  | 放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授  |
| 奥野 史子    | 京都市教育委員、スポーツコメントーター  |
| 貝ノ瀬 滋    | 三鷹市教育委員会委員長  |
| 加藤 友康    | 情報産業労働組合連合会 中央執行委員長  |
| 金子 元久    | 筑波大学 大学研究センター 教授   |
| 北城恪太郎    | 日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会 終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長                |
| 國井 秀子    | リコーITソリューションズ株式会社取締役会長執行役員                                       |
| 篠原 文也    | 政治解説者、ジャーナリスト  |
| 田村 哲夫    | 学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校校長                                 |
| 寺島光一郎    | 北海道乙部町長  |
| 長尾ひろみ    | 広島女学院大学長   |
| ※2 橋本 昌  | 茨城県知事  |
| 橋本 都     | 青森県教育委員会教育長  |
| 濱田 純一    | 東京大学総長   |
| 菱沼 典子    | 聖路加看護大学教授、看護学部長兼研究科長   |
| 平尾 誠二    | 神戸製鋼ラグビー部ゼネラルマネージャー兼総監督、特定非営利活動法人スポーツ・コミュニケーションズ・インテリジェンス機構理事長   |
| ○ 三村 明夫  | 新日本製鐵株式会社取締役相談役  |
| 宮崎 緑     | 千葉商科大学教授、政策情報学部長   |
| 無藤 隆     | 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長   |
| 村松 泰子    | 東京学芸大学長  |
| 森 民夫     | 長岡市長   |

※1 平成25年1月17日辞任  
※2 平成25年1月18日発令

平成25年1月18日現在

## 第6期中央教育審議会スポーツ・青少年分科会委員名簿

|        |   |
|--------|---|
|        | (50音順・敬称略)  |
| ○分科会長  | ○副分科会長  |
| 相川 敬   | 社団法人日本PTA全国協議会顧問  |
| 明石 要一  | 千葉大学教育学部教授  |
| 荒木田 裕子 | 公益財団法人日本オリンピック委員会理事、公益財団法人笛川スポーツ財團理事  |
| 安藤 宏基  | 日清食品ホールディングス株式会社代表取締役社長・CEO   |
| 五十嵐 俊子 | 日野市立平山小学校長  |
| 池田 延行  | 国士館大学体育学部教授   |
| 岩上 安孝  | 国立スポーツ科学センター長   |
| 上治 丈太郎 | ミズノ株式会社代表取締役副社長   |
| 上村 春樹  | 公益財団法人講道館館長、公益財団法人全日本柔道連盟会長   |
| ◎衛藤 隆  | 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授  |
| ○岡島 成行 | 大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長   |
| 奥野 史子  | 京都市教育委員、スポーツコメントーター   |
| 小倉 式郎  | 総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、特定非営利活動法人ごうどスポーツクラブ顧問、公益財団法人日本体育協会地域スポーツクラブ育成専門委員会委員、公益財団法人岐阜県体育協会地域スポーツクラブ育成委員会副委員長 |
| 大日方 邦子 | 公益財団法人日本障害者スポーツ協会日本パラリンピック委員会運営委員、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長、株式会社電通パブリックリレーションズコミュニケーションデザイン局シニアコンサルタント        |
| 木村 和彦  | 早稲田大学スポーツ科学学術院教授  |
| 佐藤 光一  | 経済同友会・教育アドバイザー  |
| 品田 龍一  | 宮崎大学教育文化学部教授  |
| 高野 孝子  | 特定非営利法人エコプラス代表理事、立教大学特任教授、早稲田大学客員教授   |
| 田嶋 幸三  | 公益財団法人日本サッカー協会副会長兼専務理事  |
| 土江 博昭  | 雲南省教育委員会教育長   |
| 野津 有司  | 筑波大学体育系教授   |
| 服部 幸應  | 学校法人服部学園理事長、服部栄養専門学校校長  |
| 平井 よし子 | ジュニアスポーツ指導員   |
| 平尾 誠二  | 神戸製鋼ラグビー部ゼネラルマネージャー兼総監督、特定非営利活動法人スポーツ・コミュニケーションズ・インテリジェンス機構理事長  |
| 平野 啓子  | 語り部・かたりすと・キャスター、大阪芸術大学放送学科教授  |
| 福永 哲夫  | 鹿屋体育大学長   |
| 宮嶋 泰子  | 株式会社テレビ朝日編成制作局アナウンス部兼編成部上級マネージャー  |
| 山口 泰雄  | 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授   |

平成24年7月6日現在

第6期中央教育審議会スポーツ・青少年分科会  
青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会委員名簿

(50音順・敬称略)  
◎部会長 ○副部会長

|       |   |
|-------|---|
| 相川順子  | 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会长                              |
| 相川敬   | 社団法人日本PTA全国協議会顧問                                  |
| 明石要一  | 千葉大学教育学部教授  |
| ◎衛藤隆  | 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長、東京大学名誉教授            |
| ○岡島成行 | 大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長                 |
| ※岡田武史 | 前サッカー男子日本代表監督、財団法人日本サッカー協会理事、文部科学省参与              |
| 國友道一  | 岡山県青少年教育センター閑谷学校所長、財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会事務局長         |
| 小柳晶嗣  | 株式会社東急エージェンシー人事局人事部部長                             |
| 佐藤正博  | 福島県西郷村村長  |
| 重政子   | 特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議(ESD-J)代表理事         |
| 澁谷健治  | 独立行政法人国立青少年教育振興機構理事                               |
| 白井智子  | 特定非営利活動法人トイボックス代表理事、スマイルファクトリー・スマイルファクトリーハイスクール校長 |
| 鈴木みゆき | 和洋女子大学人文学群教授                                      |
| 高木美保  | タレント  |
| 高野孝子  | 特定非営利活動法人ECOPLUS代表理事、立教大学特任教授、早稲田大学客員教授           |
| 高比良美穂 | 「子ども応援便り」編集長、株式会社ニューメディア研究所シンキング代表取締役             |
| 土江博昭  | 雲南省教育委員会教育長                                       |
| 新田英理子 | 特定非営利活動法人日本NPOセンター企画部門主任                          |
| 野口健   | 登山家   |
| 服部幸應  | 学校法人服部学園理事長、服部栄養専門学校校長                            |
| 星野敏男  | 明治大学経営学部教授  |
| 堀竹充   | 新宿区立早稲田小学校校長                                      |
| 吉田俊仁  | 公益財団法人ボイスカウト日本連盟理事                                |

※平成24年1月6日辞任

平成24年10月1日現在

中央教育審議会における審議の経過

平成20年4月18日(金) 第65回 中央教育審議会総会

文部科学大臣より中央教育審議会に新しい時代に求められる青少年教育の在り方について諮問

平成23年5月20日(金) 第59回 スポーツ・青少年分科会

「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」を分科会に設置

第1回部会 平成23年6月7日(火)

- (1) 部会長の選任等
- (2) 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会の運営等について

第2回部会 平成23年6月30日(木)

- (1) 第1回部会の議論のまとめ
- (2) 委員及び外部有識者によるプレゼンテーション(委員2名、外部有識者1名)

第3回部会 平成23年7月12日(火)

- (1) これまでの議論のまとめ
- (2) 委員及び外部有識者によるプレゼンテーション(委員2名、外部有識者1名)

第4回部会 平成23年7月26日(火)

- (1) これまでの議論のまとめ
- (2) 委員及び外部有識者によるプレゼンテーション(委員2名、外部有識者1名)

第5回部会 平成23年8月22日(月)

- (1) 委員によるプレゼンテーション(委員2名)
- (2) これまでの意見のまとめについて

第6回部会 平成23年12月27日(火)

- (1) 国立青少年教育施設をめぐる状況について
- (2) 「これまでの意見のまとめ」を踏まえた今後の主な論点について

第7回部会 平成24年3月5日(月)

- (1) 委員によるプレゼンテーション(委員2名)

第8回部会 平成24年3月22日(木)

- (1) 有識者によるプレゼンテーション(有識者4名)

平成24年3月27日(火) 第66回 スポーツ・青少年分科会

部会における審議状況について報告

## 「体験活動」等の定義について

### ○ 広辞苑

「体験」：自分が身を以て経験すること。また、その経験。

- 次代を担う自立した青少年の育成に向けて(答申)（平成19年1月30日 中央教育審議会）  
〔抄〕

「体験活動」：体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験を指して用いている。

「体験」：経験のうち、経験する者の能動性や経験の内容の具体性に着目して、能動的な経験や具体的な経験を指して用いている。

- 体験活動事例集－豊かな体験活動の推進のために－(文部科学省初等中等教育局  
平成14年10月)   
〔抄〕

### 1「体験活動」のとらえ方

「体験活動」とは、文字どおり、自分の身体を通して実際に経験する活動のことである。人は、いろいろな感覚器官を通して、外界の事物・事象に働きかけ、学んでいく。具体的には、見る(視覚)、聞く(聴覚)、味わう(味覚)、嗅ぐ(嗅覚)、触れる(触覚)といったいろいろな感覚を働かせて、あるいは組み合わせて、外界の事物や事象に働きかけ、学んでいく。このように、子どもたちが身体全体で対象に働きかけかかわって、いく活動をここでは「体験活動」ととらえている。体験活動には、自分自身が対象となる物に実際に関わっていく「直接体験」のほか、写真やテレビなどの媒体を介して感覚的に学む「間接体験」、更に模擬やシミュレーションなどを通じて学ぶ「疑似体験」があるが、今日、とりわけ「直接体験」をどのように豊かにしていくかということが大きな課題となっている。本資料において「体験活動」という場合、特記しない限り「直接体験」を指している。

- 沖縄振興特別措置法(平成14年3月 法律第14号)

(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自然体験活動：自然の中で自然を利用し行う各種活動であり、キャンプ、ハイキングといった野外活動、動植物の観察や星の観測といった自然・環境学習活動、自然物を使った工作や自然の中での音楽会といった文化・芸術活動、一次産業体験(農作業体験等)などを含んだ総合的な活動である。

- 阿蘇市自然体験活動の推進に関する条例(平成23年12月 阿蘇市条例第26号)

(定義)

- 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
五 環境保全型自然体験活動 その参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動をいう。

## 「青少年」の定義について

「青少年」の定義は必ずしも一様ではないが、

「子ども・若者ビジョン」においてはおおむね30歳未満の者を対象としている。

- 子ども・若者ビジョン(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)   
〔抄〕

用語(注) 子ども・若者等

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続いている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用してできる環境の整備等に関する法律(平成20年6月18日法律第79号)   
〔抄〕

(定義)

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

### 第9回部会 平成24年4月11日(木)

- (1) 有識者によるプレゼンテーション(有識者1名)  
(2) 体験活動の評価・顕彰について

※懇談会を2回開催(平成24年6月1日・2日)。

### 第10回部会 平成24年6月26日(火)

- (1) 委員によるプレゼンテーション(委員1名)  
(2) 懇談会の報告  
(3) 自然体験活動指導者の資格化に向けた取組について  
(4) 中間報告書案(案)について

### 平成24年7月6日(金) 第67回 スポーツ・青少年分科会

「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」中間報告(案)【第9回部会までの主な意見の整理】について審議

### 第11回部会 平成24年7月23日(月)

- (1) 中間報告(案)【第10回部会までの主な意見の整理】について  
(2) 委員によるプレゼンテーション

### 第12回部会 平成24年8月20日(月)

- (1) 「今後の青少年の体験活動の推進について(中間報告(案))」について

※第20回教育振興基本計画部会(平成24年8月24日)において「今後の青少年の体験活動の推進について(中間報告(案))」報告

### 平成24年8月28日(火) 第82回 中央教育審議会総会

「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」中間報告(案)について報告

### パブリックコメントの実施 平成24年9月3日～10月3日

上記の期間において、国民の皆様から、郵送、FAX、E-mail等による意見募集を行った。  
(結果：35団体・個人から合計131件)

### 第13回部会 平成24年10月12日(金)

- (1) 報告事項(平成25年度概算要求等について)  
(2) パブリックコメントの実施状況について  
(3) 「今後の青少年の体験活動の推進について(審議のまとめ(案))」について

### 平成24年12月11日(火) 第68回 スポーツ・青少年分科会

「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)(案)」について審議

## 体験活動に関する法令等の規定

### ○学校教育法

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行つて当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会福祉体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

### ○社会教育法

(市町村の教育委員会の事務)

#### 第5条

14. 青少年に少しボランティア活動など社会福祉体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

### ○教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)

<施策の基本的方向>

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる。

△放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

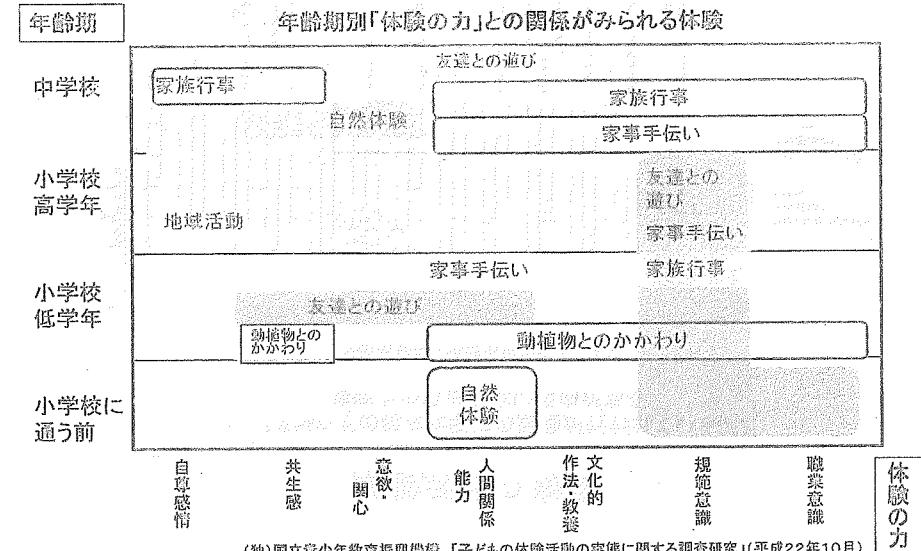
△体験活動・読書活動等の推進

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

## 青少年の自然体験をめぐる状況

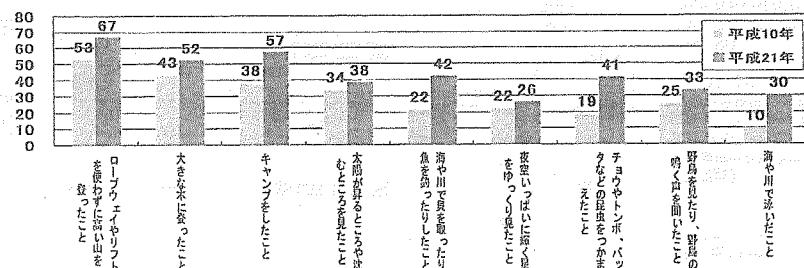
小学校低学年までは友達や動物との関わり、  
小学校高学年～中学生までは地域や家族との関わりが大切



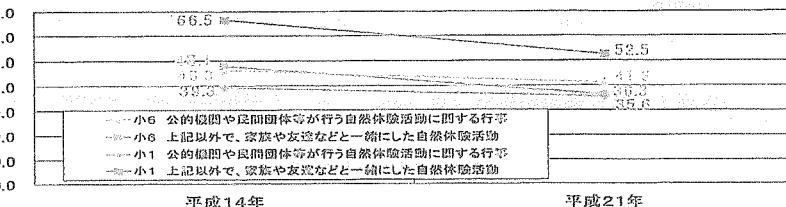
## 青少年の自然体験をめぐる状況

### 自然体験を行ったことのある青少年の割合が年々減少

○次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合



○夏休みにおける自然体験活動への参加割合

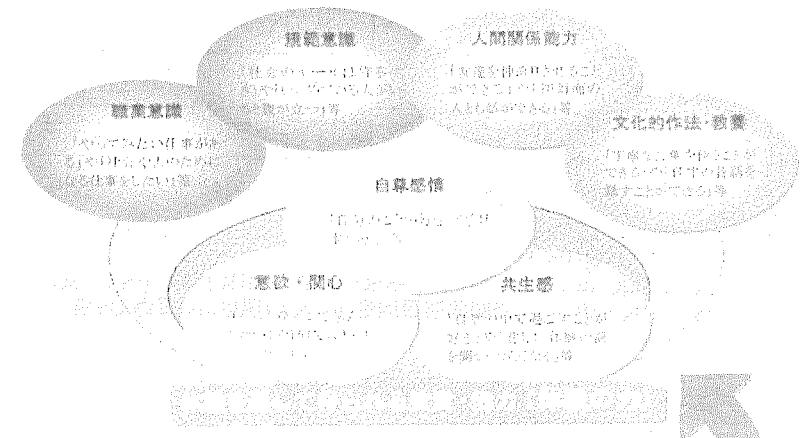


(独)国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」(平成22年10月)

## 子どもの体験活動の実態に関する調査研究

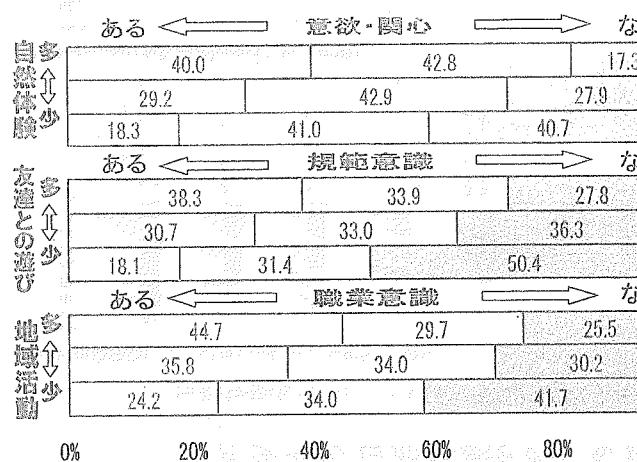
平成22年10月独立行政法人国立青少年教育振興機構

本研究は、子どもの頃の体験を通じて得られる資質・能力を検証し、人間形成にとってどの時期にどのような体験をすることが重要になるのかを明らかにすることを目的とした。



## 体験活動の効果

子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。



### 主な質問項目

【意欲・関心】  
・もっと深く学んでみたいことがある  
・経験したことのないことには何でもチャレンジしてみたい

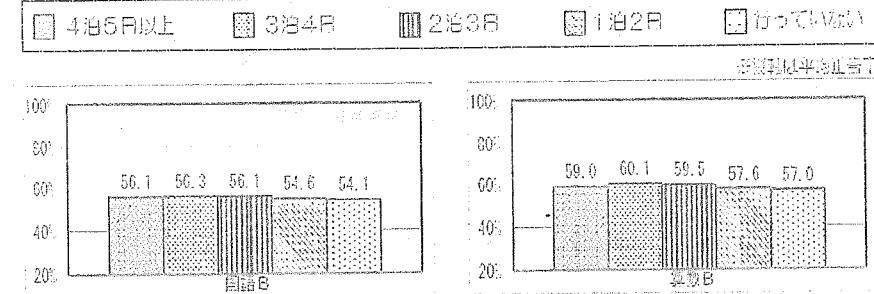
【規範意識】  
・交通規則など社会のルールは守るべきだと思う  
・電車やバスに乗ったとき、お年寄りや身体の不自由な人には席をゆずらうと思う

【職業意識】  
・自分になりたい職業や、やってみたい仕事がある  
・できれば、社会や人のためになる仕事をしたいと思う

## 体験活動の効果

第5学年までに自然の中での集団宿泊活動を行った小学校の方が、国語・算数の主に「活用」に関する問題の平均正答率が高い傾向が見られる

第6学年の算数に対して、第5学年までの間に自然の中での集団宿泊活動を行いましたか



## 体験活動の効果

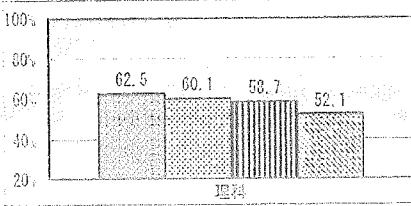
「自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある」と回答している児童生徒の方が理科の正答率が高い傾向が見られる

自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがありますか

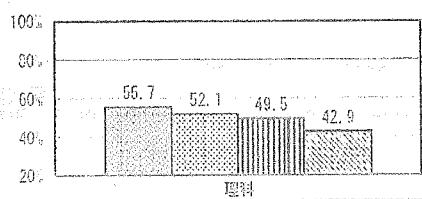
- 当てはまる
- どちらかといえば、当てはまる
- どちらかといえば、当てはまらない
- 当てはまらない

※算数は平均正答率

### 【小学校】



### 【中学校】

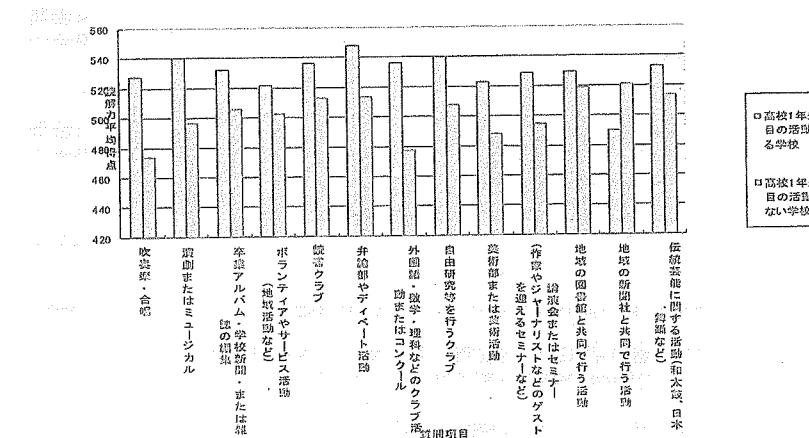


文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成24年度)

## 体験活動の効果

クラブ活動などの様々な学校の活動が行われているほど  
読解力の得点が高い傾向がある

学校の活動と読解力平均得点(日本)



# 独立行政法人国立青少年教育振興機構

【目的】青少年教育の振興及び健全な青少年の育成 を図るため、

我が国唯一の青少年教育のショナルセンターとして、以下の事業を実施。

- ・青少年教育指導者の養成
- ・先導的・モデル的体験活動プログラムの開発・普及
- ・青少年に対する研修活動の場の提供
- ・青少年団体・関係機関の連携・協力の促進
- ・基礎的・専門的な調査研究
- ・青少年団体への助成

【沿革】昭和34年 4月 皇太子殿下(今上天皇)の御成婚を記念し国立中央青年の家を設置、以降、全国13箇所に国立青年の家を設置

昭和40年 4月 特殊法オリンピック記念青少年総合センターを設置

昭和50年10月 国立室戸少年自然の家を設置、以降、全国14箇所に国立少年自然の家を設置

昭和55年 5月 オリンピックセンターが文部省所管の施設等機関となる

平成13年 4月 (独) 国立青年の家、(独) 国立少年自然の家、

(独) 国立オリンピック記念青少年総合センターが発足

平成18年 4月 上記3法人が統合し、(独) 国立青少年教育振興機構が発足

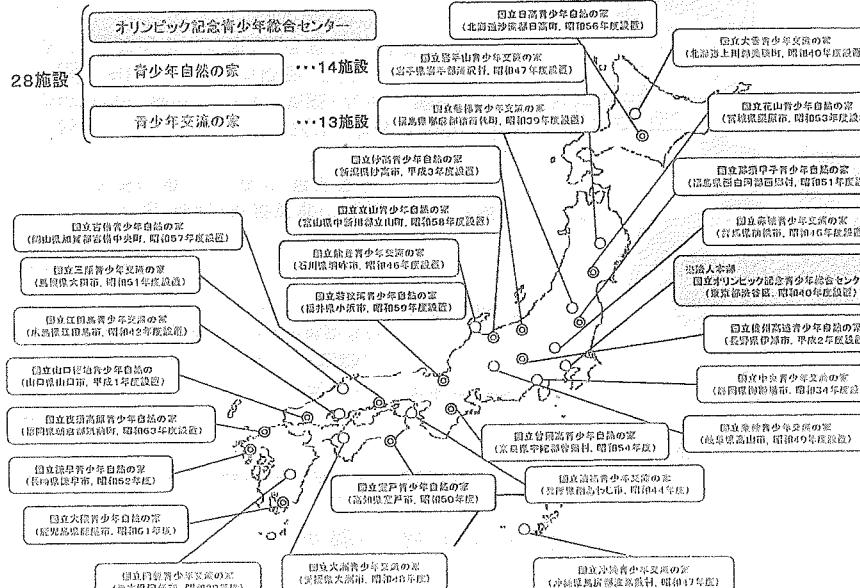
## 【利用状況】

| ・総利用者数<br>(平成23年度) | ・目的利用率<br>83.2%                | ・宿泊室稼働率<br>58.3%      |
|--------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 487万人              | 利用者のうち、青少年及び青少年数<br>育指導者の占める割合 | 利用宿泊実数×100<br>利用可能宿泊数 |
|                    | ※企施設において宿泊室稼働率50%以上を確保         |                       |

11

## 国立青少年教育施設

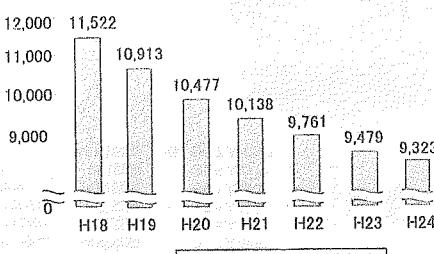
28施設



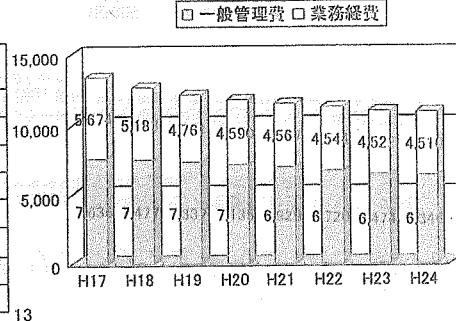
12

## 予算の推移

### 運営費交付金の推移 (単位:百万円)



### 支出予算の推移 (単位:百万円)



13

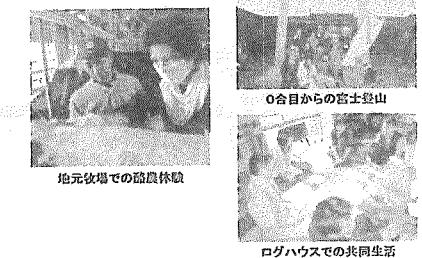
## 教育事業

### セルフチャレンジキャンプ(国立中央青少年交流の家)

- 不登校、引きこもり、ニートなど特定の状況にある青年に対する自立支援
- 長期間(15日間・30日間)ボランティア(大学生等)と共同生活しながら、3食自炊(原則)し、「早寝早起き朝ごはん」など規則正しい生活
- 0合目からの富士登山を通して達成感を味わい、ボランティア活動・勤労体験(酪農)を通して、地域の人々とふれあうことでコミュニケーション力を育む

#### 【参加者の状況】

- [H22] 9月1日～30日(29泊30日)**  
10名参加→進学・復学 1名、働き始めた者 4名  
自立支援機関(NPO)に通った者 1名  
その他 2名、途中帰宅2名
- [H23] 9月1日～30日(29泊30日)**  
9名参加→進学・復学 2名、働き始めた者 2名  
その他 1名、途中帰宅4名
- [H24] 9月1日～15日(14泊15日)**  
5名参加→進学・復学 1名、働き始めた者 2名  
その他 2名



- 【運営サポート】**  
アドバイザー(臨床心理士)、ボランティア(大学生等)  
**【事業成果の普及(H21)】**  
事業報告会、DVD作成配布、NHKテレビで放映(BSハイビジョン、教育、NHK総合)

この事業に参加し、確かな自信を抱んだ参加者の一人は、その後高校進学を決意し、見事に入学した。さらには皇太子殿下にも御臨席いただいた中東青少年交流の家開所50周年記念式典において、青年代表として祝辞を述べるという大役を果たしてくれた。

14

## 研修に対する支援

### 新規プログラムの開発事例(国立日高青少年自然の家)

#### 概要

- 地域のすぐれた文化遺産であるアイヌ文化の体験。
- プログラム開発プロジェクトを組織。  
(博物館・大学教授・アイヌ文化継承者など)
- 「生活文化プログラム」として体系的に発掘・開発。



#### 主な取組内容

- 8個の領域による体系的なプログラム開発  
味わう・つくる・住む・伝承芸能に触れる・アイヌ語を学ぶ・民話に親しむ・遊ぶ・展示見学
- 領域に対応したプログラム例  
味わう:シト(イナキビだんご)づくり・作る:ムックリづくり  
伝承芸能に触れる:アイヌ舞踊・ムックリ演奏  
民話に親しむ:アイヌの民話・昔話  
遊ぶ:自然の中での遊び(弓遊び・つる輪なげなど)
- プログラム開発モデルの普及

#### 平成23年度実績

「アイヌ生活文化プログラム」を利用した団体数・人数  
21団体、1,360人

15

## 子どもゆめ基金①

#### 概要

- 事業要旨  
未来を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。

- 実施主体  
独立行政法人国立青少年教育振興機構

- 事業内容

- 助成事業  
青少年団体等の行う以下の活動に対して助成金を交付

- ① 子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成  
: 子どもを対象とする体験活動(自然観察、キャンプなどの自然体験活動、清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動等)や子どもの体験活動を支援する活動(子どもの体験活動の指導者養成など)

- ② 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成  
: 子どもを対象とする読書活動(読書会活動、読み聞かせ会など)や子どもの読書活動を支援する活動(子どもの読書活動の振興を図るフォーラムの開催など)

- ③ 子ども向けソフト教材を開発・普及する活動に対する助成  
: 子どもの体験活動や読書活動を支援・補完する、インターネット等で利用可能なデジタル教材を開発し、普及する活動

- 普及啓発事業  
子どもの体験活動や読書活動の振興を図るために普及啓発事業等の実施

- 助成対象団体  
民法法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間の団体

\* 平成21年11月の行政刷新会議「事業仕分け」において、子どもゆめ基金の政府出資金100億円について、「廃止(国庫返納)」と結論。この結果を踏まえ、文部科学省としては、「基金は民間出金を廃し政府出資金全額を国庫返納するが、運営費(23億円)を国立青少年教育振興機構運営交付金の中で予算措置し、確実に事業が実施できるようにする」ととした。

16

## 子どもゆめ基金②

### 助成活動実践例

#### 平成24年度

応募件数 4,665件

内定件数 3,433件

採択率 73.6%

#### 平成23年度

応募件数 4,372件

内定件数 3,501件

採択率 80.1%

#### 子どもの体験活動

#### 子どもの読書活動

子ども向けソフト教材の開発普及

### 【自然体験活動】

#### NPO法人なみい育造会

#### 神奈川の海岸植物

#### NPO法人グランドワーク三島

#### おはなしの海やも

#### 冬の森ハイキング

#### 水生昆虫の観察会

### 【読書活動】

#### おはなしの海やも

#### 子ども読書活動ネットワーク白山

#### 紙芝居がやってくる

17

## 被災地の子どもを対象としたリフレッシュキャンプについて

#### <趣旨>

東日本大震災被災地の児童・生徒の心身の健全育成やリフレッシュを図るために、一定期間、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会を、独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催し、青少年教育施設において実施する。(1泊から3泊程度)

#### <効果>

平成23年夏に実施したリフレッシュ・キャンプの参加者アンケートでは、「96%の参加者が、「リフレッシュ・キャンプはとても楽しかった、楽しかった」と回答(肯定的な感想の割合は2%)。また、特に「無気力感」に顕著な改善がみられる等、子どもたちの心身の状況にも、キャンプ後にかなりの改善が見られた。

#### <事業実績>

(実施期間・回数・参加者数)

|                   |             |       |           |
|-------------------|-------------|-------|-----------|
| ①平成23年7月~8月       | リフレッシュ・キャンプ | 18回実施 | 3,823人参加  |
| ②平成23年9月~11月      | オータム        | 28回実施 | 1,917人参加  |
| ③平成23年12月~平成24年2月 | ウインターハイ     | 18回実施 | 1,636人参加  |
| ④平成24年3月~5月       | スプリング       | 12回実施 | 1,774人参加  |
| ⑤平成24年6月~8月       | サマー         | 11回実施 | 591人参加    |
| ⑥平成24年9月~10月      | オータム        | 7回実施  | 326人参加    |
|                   |             | 94回実施 | 10,067人参加 |

#### (実施場所)

国立岩手山青少年交流の家(岩手県)

国立花山青少年自然の家(宮城県)

国立懸梯青少年交流の家(福島県)

国立那須甲子青少年自然の家(福島県)

(ウインターのみ)以下の2施設でも実施

国立妙高青少年自然の家(新潟県)

国立オリエンピック記念青少年総合センター(東京都)

\*①: 文部科学省及び独立行政法人国立青少年教育振興機構主催。コカ・コーラ協賛。

②~⑥: 独立行政法人国立青少年教育振興機構主催。③: アメリカン・エキスプレス・インターナショナル、Ino協賛。

#### <今後の予定>

平成24年10月~平成25年3月 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ 25回実施 2,000人募集

平成25年 1月~2月 リフレッシュ・キャンプ「ウインターハイ」 7回実施 340人募集

\*独立行政法人国立青少年教育振興機構主催。「ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」は、公益財団法人東日本大震災復興支援財団協賛。

18

## 学校教育と自然体験活動

新学習指導要領では、自然体験活動の充実が求められている

○小学校学習指導要領(平成20年3月) ※中学校学習指導要領中にも同趣旨の規定あり  
第1章 総則の第1(抜粋)

(略)道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己的生き方にについての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

第3章 道徳の第3(抜粋)  
(略)集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

第5章 総合的な学習の時間の第3(抜粋)  
(3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。  
(4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

第6章 特別活動の第2(抜粋)  
(略)自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

19

## 学校における体験活動の実施状況②

### ○体験活動実施時間数の推移

※数字は単位時間

|      | 平成12年度 | 平成14年度 | 平成16年度 | 平成18年度 | 平成20年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校  | 30.7   | 46.0   | 39.3   | 41.0   | 36.9   | 31.4   |
| 中学校  | 25.8   | 32.0   | 30.0   | 35.9   | 35.3   | 35.4   |
| 高等学校 | 22.4   | 34.5   | 40.7   | 39.2   | 57.3   | 47.3   |

注1) 小学校は45分を1単位時間、中学校及び高等学校は50分を1単位時間に換算

注2) 小学校においては5年生、中学校・高等学校においては2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均

(文部科学省調べ)

21

## 学校における体験活動の実施状況①

小学校では自然に親しむ体験活動、中学校では第三次産業に関わる職場体験等の体験活動、高等学校では第一次産業に関わる職場体験等の体験活動が比較的多く行われている。

○体験活動の内容(平成20年度調査) (47都道府県の延べ564校への抽出調査) ※数字は単位時間

| 活動内容                                     | 活動内容の例                                       | 小学校  | 中学校  | 高等学校 |
|--|--|------|------|------|
| ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動                     | ・町内や海岸の清掃、地域環境整備・美化活動、社会福祉施設の訪問、その他のボランティア活動 | 2.5  | 2.2  | 4.6  |
| 自然に親しむ体験活動                               | ・農山村での同植物の観察<br>・田んぼでの泥んこ遊び、畳遊び、魚釣り          | 11.8 | 5.6  | 2.0  |
| 第一次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動 | ・田植え<br>・地引網                                 | 6.7  | 2.2  | 8.8  |
| 第二次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動 | ・農産物や魚類の加工工場等での職場体験                          | 0.7  | 2.7  | 11.2 |
| 第三次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動 | ・農山村の市場、民宿等での職場体験                            | 0.4  | 13.7 | 9.2  |
| 文化や芸術に親しむ体験活動                            | ・農山村に伝わる伝統文化活動への鑑賞や参加                        | 3.4  | 3.5  | 4.6  |
| 交流に親しむ体験活動                               | ・農山村における学校や地域の高齢者、幼児等との交流                    | 3.2  | 2.1  | 3.3  |
| その他の体験活動                                 |  | 2.7  | 3.4  | 3.5  |
| 計  |  | 31.4 | 35.4 | 47.3 |

1日5単位時間とした場合の実施日数

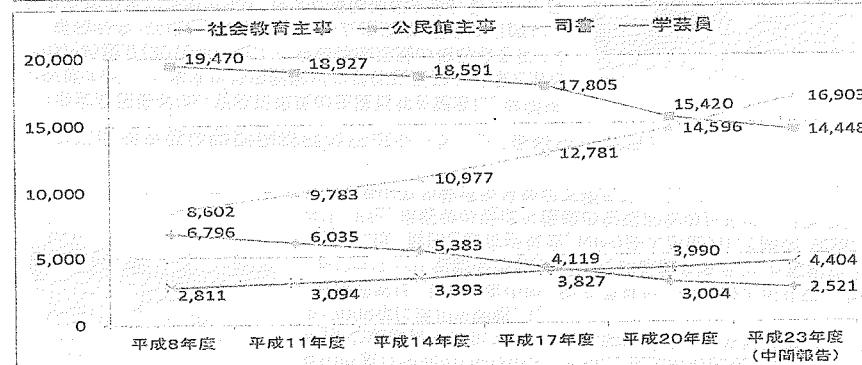
6.3日

7.1日

9.5日  
(文部科学省調べ)

20

## 社会教育関係職員の人数の推移

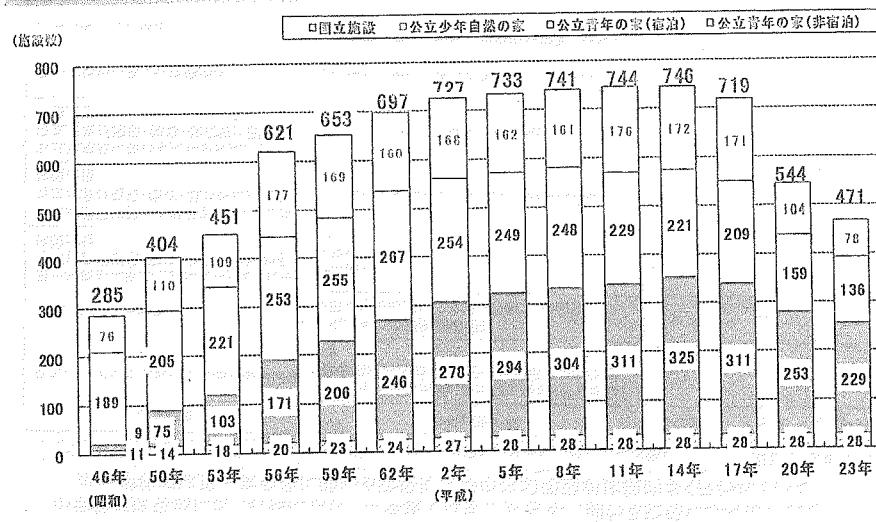


- 社会教育主事：都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。
- 公民館主事：公民館活動を展開する上で必要な専門的知識、技術、経験を有する者として、館長の命を受け、事業を実施する。
- 司書：図書館に置かれる専門的職員。
- 学芸員：「博物館法」に定められた博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う。

文部科学省「社会教育調査」(平成23年度は、中間報告)

22

## 国立・公立青少年教育施設数の推移



注1) 国立施設(独立行政法人)が調査対象となったのは平成20年度調査以降。

平成17年度以前の国立施設数については、文部科学省調べ。

注2) 国立施設には、「その他青少年教育施設(国立オリンピック記念青少年総合センター)」を含む。

23

文部科学省「社会教育調査」(平成23年度は、中間報告)

## 民間の青少年教育施設の状況について②

民間の青少年教育施設では、それぞれの特色を活かした取組を実施している。

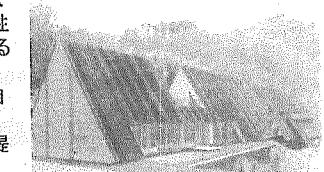
### ○ 民間青少年教育施設の例



＜雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス＞(北海道夕張郡栗山村及び地元のNPO法人とともに、栗山村の廃校「雨煙別小学校」を環境教育や文化スポーツを体験学習する宿泊型施設として再生(2009年に活用を開始。)。

施設運営は、財団と栗山村、教育委員会、NPO法人が共同で設置したプロジェクト協議会のもとで実施。同施設を拠点とした環境教育プログラムは、財団と教育委員会、NPO法人が協力して開発・実施しており、また、指導者の養成や施設の管理運営のための人材派遣等において栗山村や教育委員会が支援を行っている。

### ○ <安藤百福自然体験活動指導者養成センター>(長野県小諸市)



日清食品創業者(故)安藤百福氏の生誕百年を記念し、財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団が自然体験活動の普及と活性化のため設立(2010年に竣工)。自然体験活動の指導者を育てる「上級指導者」養成と、指導カリキュラムの研究・開発を目的とした日本初の専門施設であり、雄大な浅間連峰を望む恵まれた自然環境を生かし、自然体験活動指導者の養成はもとより、公開講座やシンポジウム等の企業や市民に開かれたプログラムの提供等も行っている。

25

## 民間の青少年教育施設の状況について①

民間施設は、全体的には近年主催事業が増加傾向にあるが、予算等において国立施設に比べ小規模な施設が多く、事業参加者の伸び悩み等の課題を抱えている。

### ○ 平成17～19年度の事業の変化

【宿泊型事業数】 増えている(27.3%)、減っている(11.4%)

【日帰り型事業数】 増えている(29.5%)、減っている(4.5%)

### ○ 平成19年度の予算総額

|                | 国立        | 県立<br>政令市立 | 市町村立      | 民間        | 計          |
|----------------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
| 5,000円未満       | —         | 69(59.5)   | 23(43.4)  | 9(39.1)   | 101(45.9)  |
| 5,000円～1億円未満   | 24(85.7)  | 20(17.2)   | 17(32.1)  | 11(47.8)  | 72(32.7)   |
| 1億円～1億5,000円未満 | 2(7.1)    | 19(16.4)   | 6(11.3)   | 2(8.7)    | 29(13.2)   |
| 1億5,000円～2億円未満 | —         | 4(3.4)     | 5(9.4)    | —         | 9(4.1)     |
| 2億円～2億5,000円未満 | 1(3.6)    | 2(1.7)     | 1(1.9)    | 1(4.3)    | 5(2.3)     |
| 2億5,000円以上     | 1(3.6)    | 2(1.7)     | 1(1.9)    | —         | 4(1.8)     |
| 計              | 29(100.0) | 116(100.0) | 53(100.0) | 23(100.0) | 220(100.0) |

\*国立は全て人件費を除いた数値

### ○ 民間施設の抱える主催事業での課題(上位3項目)

①参加者を増やすこと(69.7%)

②広報の内容・方法の充実(54.5%)

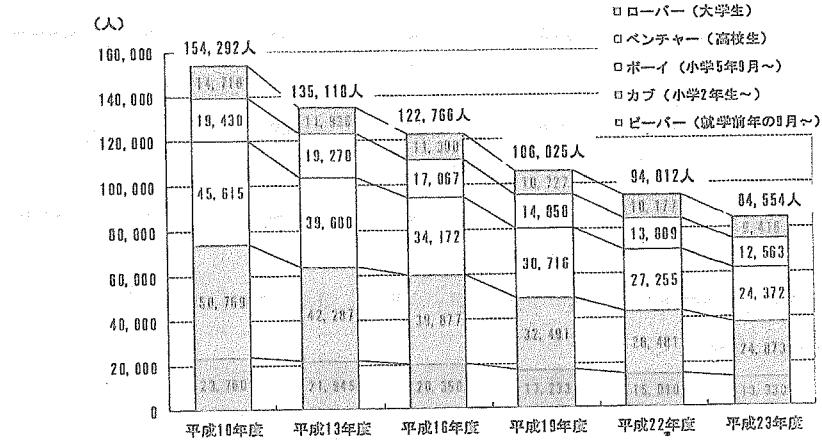
③人手不足(48.5%)

調査対象: 国立青少年教育施設(28施設)、社団法人全国青少年教育施設協議会加盟施設(249施設)

掲載HP「青少年活動場所ガイド」に登録されている民間施設(91施設)

(独) 国立青少年教育振興機構「教育施設・団体の事業運営に関する調査研究」(平成19年度・20年度)

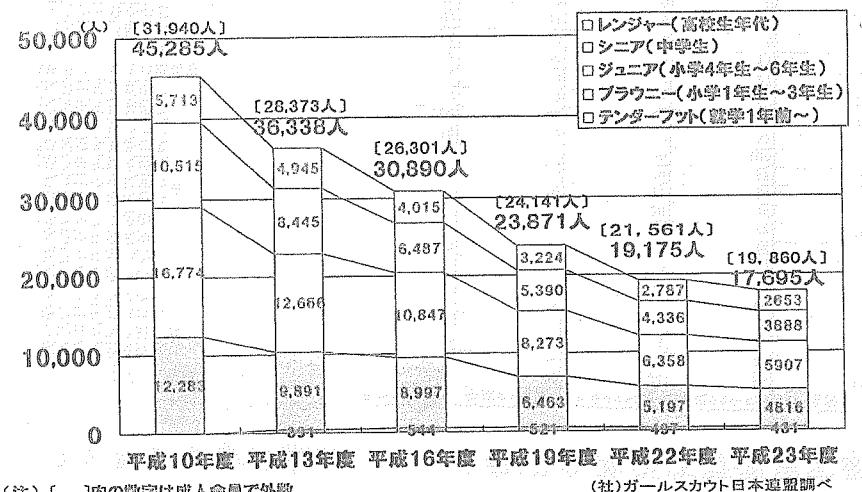
## ボーカスカウト会員数の推移



(公財) ボーイスカウト日本連盟調べ

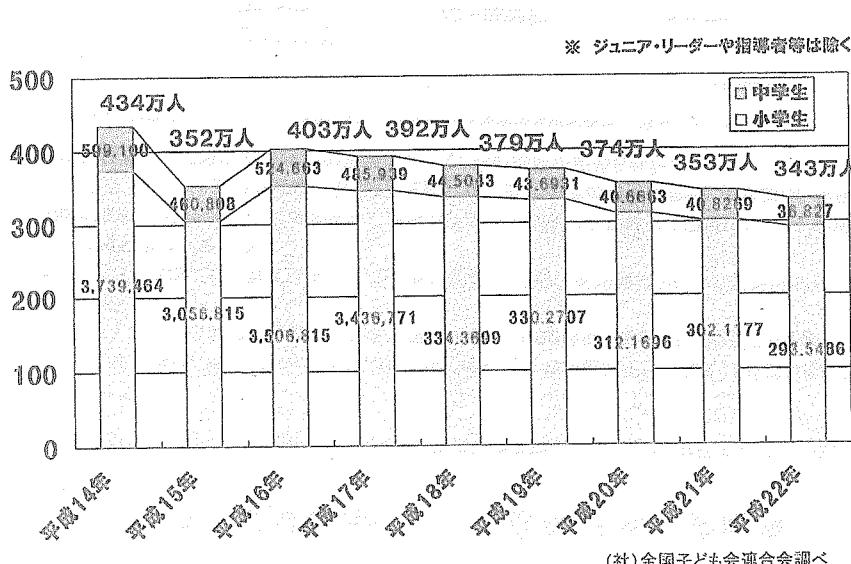
26

## ガールスカウト会員数の推移



27

## 子ども会加入者数の推移



28

## 自然体験活動の指導者について①

文部科学省や(独)国立青少年教育振興機構、及び民間団体において、自然体験活動の指導者養成のための取組を実施

- 自然体験活動指導者養成事業(文部科学省)  
自然体験活動の教育効果を高めるとともに、青少年が安全で安心な体験活動を行えるよう、その指導者を養成することにより、青少年の自然体験活動を推進する。  
(養成人数) 平成21年度: 3,384人、平成22年度: 5,760人、平成23年度 4,789人

### (独)国立青少年教育振興機構

- ・ 奉下の全国27施設において、指導者養成事業を実施
- ・ 参加者向けテキストを刊行、ホームページにも掲載
- ・ 指導者紹介機関等一覧をホームページに掲載し、広く情報提供
- ・ 学校と地域の方々や自然体験活動指導者が協働で行う  
体験活動の普及啓発に関するパンフレットを作成し、  
ホームページにも掲載

自然体験活動指導者  
養成講習会テキスト

29

## 自然体験活動の指導者について②

NPO法人自然体験活動推進協議会では、代表的な自然体験活動指導者養成システムを整備。

### NPO法人自然体験活動推進協議会(CONE)

自然体験活動関係団体・組織の全国ネットワーク組織である、NPO法人自然体験活動推進協議会(CONE)では、各団体が指導者養成登録事業を主催して認定する「リーダー」「インストラクター」「コーディネーター」、及びCONEが直接事業を主催して認定する「トレーナー1種」「トレーナー2種」の指導者の種類を設定し、指導者の養成を実施。(平成24年5月現在 15,640人が登録)

- ・ コーディネーター: 身近な自然に少人数を案内する自然体験活動の指導ができる。
- ・ インストラクター: 身近な自然に少人数を案内する自然体験活動の指導ができる。(20歳以上)
- ・ リーダー: 日帰りで10人程度の少人数を身近な自然に案内できる。(18歳以上)
- ・ トレーナー1種: リーダー・インストラクター養成講座の企画運営、講師等ができる。
- ・ トレーナー2種: コーディネーター養成講座の企画運営、講師等ができる。

\* このほか、公益財團法人ボーイスカウト日本連盟や、社団法人ガールスカウト等各団体において、独自の研修を実施し指導者養成を行っている。

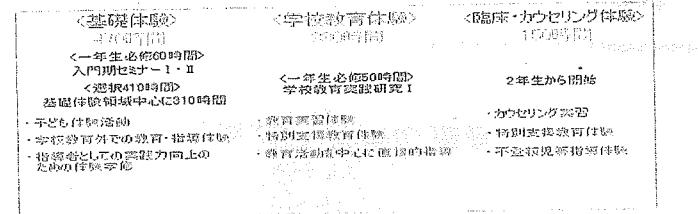
30

## 大学の教員養成課程における体験活動の実践例

大学によっては、教員養成課程において様々な体験活動を取り入れ、大きな成果を上げている。

- 島根大学教育学部・附属教育支援センター「1000時間体験学修」プログラム  
島根大学教育学部は、平成16年4月から、教員養成学部としての理論的学習に加え、「多様な体験活動を通じてこそ、高度な教育実践力を培える」との観点から、「1000時間体験学修」プログラムを必修として導入している。
- ・ 平成19年には、島根大学と国立三瓶青少年交流の家とで、教員養成課程における体験活動の在り方について、共同調査研究を実施。
- ・ 共同調査研究では「社会性」「人間関係力」「指導力」「企画力」「子ども理解」の5項目について、参加した学生を対象にアンケート調査を実施。特に国立三瓶青少年交流の家の事業に継続して参加した学生については「企画力」「人間関係力」の2つの項目について、高い効果が認められた。

<1000時間体験プログラムの概要> ※島根大学教育学部附属教育支援センターHPより



31

## 国立青少年教育施設における教員免許更新講習認定数

| 施設名               | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 合計    |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| オリンピック記念青少年総合センター | 139    | 44     | 34     | 99     | 316   |
| 大雪青少年交流の家         | 0      | 24     | 23     | 23     | 70    |
| 岩手山青少年交流の家        | 0      | 6      | 9      | 23     | 38    |
| 磐梯青少年交流の家         | 0      | 6      | 0      | 0      | 6     |
| 赤城青少年交流の家         | 0      | 21     | 0      | 40     | 61    |
| 能登青少年交流の家         | 0      | 4      | 29     | 23     | 56    |
| 栗駒青少年交流の家         | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |
| 中央青少年交流の家         | 0      | 11     | 0      | 32     | 43    |
| 淡路青少年交流の家         | 131    | 11     | 0      | 22     | 164   |
| 三瓶青少年交流の家         | 0      | 10     | 36     | 36     | 82    |
| 江田島青少年交流の家        | 0      | 10     | 31     | 31     | 72    |
| 大洲青少年交流の家         | 0      | 0      | 68     | 92     | 160   |
| 阿蘇青少年交流の家         | 64     | 10     | 30     | 108    | 212   |
| 沖縄青少年交流の家         | 18     | 0      | 0      | 62     | 80    |
| 日高青少年自然の家         | 184    | 25     | 20     | 30     | 259   |
| 花山青少年自然の家         | 0      | 0      | 51     | 57     | 108   |
| 那須甲子青少年自然の家       | 2      | 3      | 0      | 27     | 32    |
| 信州高遠青少年自然の家       | 136    | 24     | 0      | 17     | 177   |
| 妙高青少年自然の家         | 35     | 16     | 0      | 0      | 51    |
| 立山青少年自然の家         | 107    | 31     | 0      | 38     | 176   |
| 若狭青少年自然の家         | 68     | 0      | 0      | 0      | 68    |
| 曾爾青少年自然の家         | 0      | 25     | 0      | 0      | 25    |
| 吉備青少年自然の家         | 39     | 20     | 34     | 47     | 140   |
| 山口薩摩青少年自然の家       | 0      | 50     | 84     | 76     | 210   |
| 室戸青少年自然の家         | 46     | 16     | 0      | 63     | 125   |
| 夜須高原青少年自然の家       | 0      | 27     | 0      | 69     | 96    |
| 鷲見青少年自然の家         | 41     | 93     | 86     | 90     | 310   |
| 大隅青少年自然の家         | 100    | 0      | 0      | 37     | 137   |
| 合計                | 1,110  | 487    | 535    | 1,142  | 3,274 |

32

## 大学の秋入学に関する状況

東京大学における将来の入学時期の在り方の検討に関する報告では、「ギャップターム」中の体験活動等の推進の必要性を指摘

○ 東京大学「将来の入学時期の在り方について」よりグローバルによりタフにー(報告)(平成24年3月29日)

< 報告中の、体験活動に関する記述の概要 >  
秋入学への移行に伴い、4月から約半年間の「ギャップターム」を導入し、同期間中に、知的な冒險・挑戦をしたり、社会体験活動を通じて視野を広げること等ができるような各種の体験活動を推進する。

質の高い体験を積むことができるよう、大学として、当事者の発達段階を踏まえた直接・間接の支援を行うこと、オリエンテーション等を通じた指導を行うことが必要。  
入学予定者への支援・指導に当たっては、複数の大学や産業界等との連携協力の下、各種体験活動プログラムの開発や認証、情報収集・提供を行う非営利団体(「体験活動推進機構」(仮称))を設けて対応する体制を整備することも一策。

< 報告中の、ギャップターム活動の具体例 >

1. 知的な冒險・挑戦をする： 研究室体験プログラム、フィールドワーク体験プログラム(極地や天文台での活動・遺跡発掘等)、言語・異文化学習プログラム(語学留学・TOEFL等受検等)
2. 社会体験を通じて視野を広げる： ボランティアなど社会貢献活動、国際交流体験、インターナンシップなど勤労体験活動、ホームステイ活動
3. 大学での学びに向けた基礎をつくる： 基礎学力養成プログラム、体力増進・運動プログラム、外国人学生を対象とする日本語・日本文化理解のプログラム

## 外国における体験活動の状況について

### ○ 韓国

- 1991年に「青少年基本法」整備。
- 2004年に全面改定。青少年のための修練施設等青少年の活動に関する部分を「青少年活動振興法」として分離・独立。  
※ 青少年教育施設には、日帰り研修用の「修練館」と自然の中で宿泊研修を行う「修練院」があり、国家及び地方自治体は、これらの修練施設を設置運営しなければならない旨、青少年活動振興法に規定されている(韓国全土に約650の修練施設がある)。
- 2001年には国立育少年修練院が2つめの国立施設として開院し、中央施設としてプログラム開発・国際交流等を実施。

### ○ イギリス

- エдинバラ公爵殿下によって創設された、体験活動のプログラム「デューク・オブ・エディンバラ・アワード」が社会的に定着しており、毎年多くの若者が挑戦。
- 奉仕活動・冒險的活動・文化的活動・スポーツの4分野の課題を達成することで、段階に応じた賞が授与される仕組みで、就職や進学の際にも評価される対象となっている。(90か国以上の国々で同様のプログラムが実施されており、1年間で約72万5千人の青少年が挑戦。)

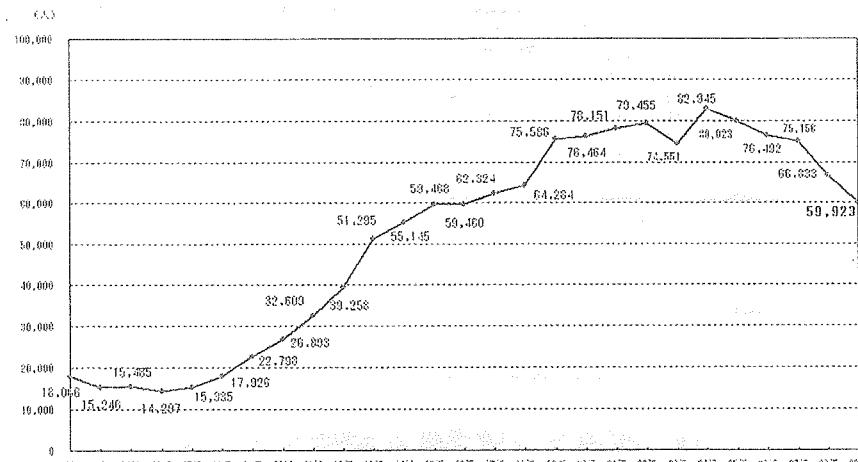
### ○ フランス

- 大人・子どもともに休みが長く、長期自然体験活動が盛ん。
- 自然体験活動の拠点となるバカンス・余暇センターは、フランス全土に約2万以上設置されており、年間約100万人の子どもが利用しているとされる。
- バカンス・余暇センターには「アニマチュール」と呼ばれる、一定の資格要件を満たした指導職員が配置され、専門的な指導を行う体制が整えられている。

## 青少年の国際交流をめぐる状況 ①

日本人の海外留学生数は近年減少傾向にあり、平成21年度の統計では前年度約10%減

### ○日本から海外への留学生数の推移



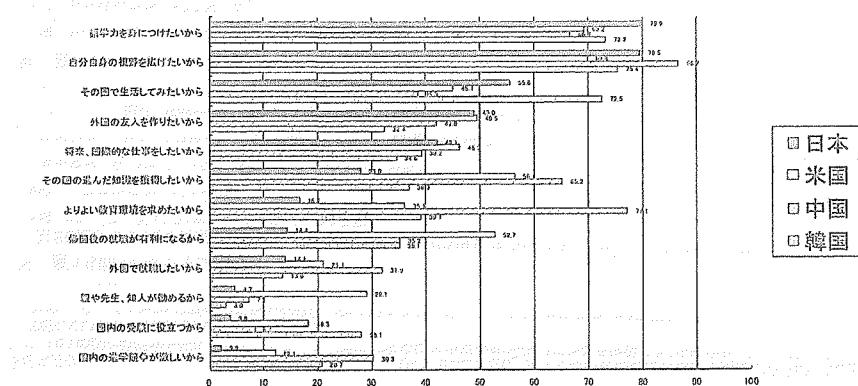
(出典) OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IEI「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部  
35

### ~青少年の国際交流をめぐる状況② 続き~

#### 日本の高校生は留学に消極的②

- 「語学力を身につけたい」「自分の目標を広げたい」とは約3割
- 「よりよい就職環境を求める」「高収入の職業が有利などは割合で、危険なのが大きい

#### 外国へ留学したい理由



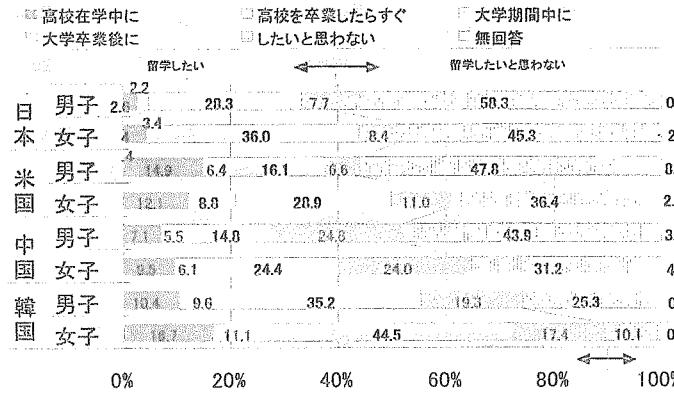
(財)一ツ橋文芸教育振興会・(財)日本青少年研究所  
「高校生の生活意識と留学に関する調査」(平成24年4月)  
37

## 青少年の国際交流をめぐる状況 ②

### 日本の高校生は留学に消極的①

- 「留学したい」と考へているのは半数以下で、米国、中国、韓国に比べて低い

#### 「もし可能なら、外国へ留学したいと思うか」



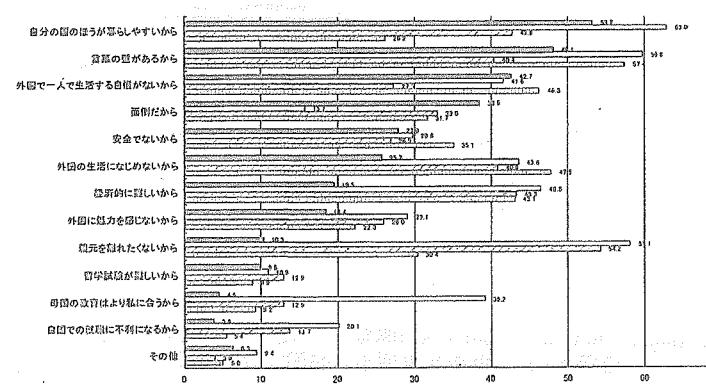
(財)日本青少年研究所「高校生の生活意識と留学に関する調査」(平成24年4月)

### ~青少年の国際交流をめぐる状況② 続き~

#### 日本の高校生は留学に消極的③

- 「自分の国の方が暮らしやすい」「言葉の壁がある」「外団で一人で生活する自信がない」が5割前後、更に「偏倒だから」も38.5%で4か国の中で最も高い

#### 外国へ留学したくない理由



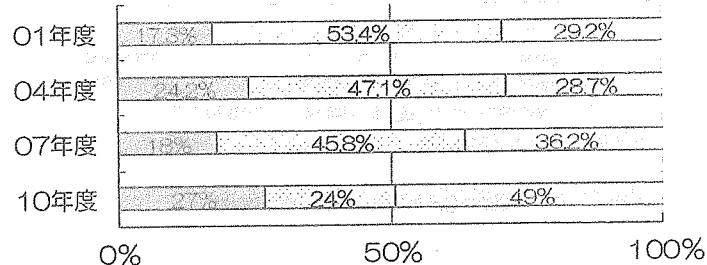
(財)一ツ橋文芸教育振興会・(財)日本青少年研究所  
「高校生の生活意識と留学に関する調査」(平成24年4月)  
38

### 青少年の国際交流をめぐる状況 ③

#### 新入社員のグローバル意識調査(海外勤務希望)

「今後、海外で働きたいと思うか」

□どんなん国・地域でも働きたい □国・地域によっては働きたい  
□働きたいとは思わない



(独)産業能率大学「第4回 新入社員のグローバル意識調査」(平成22年7月)

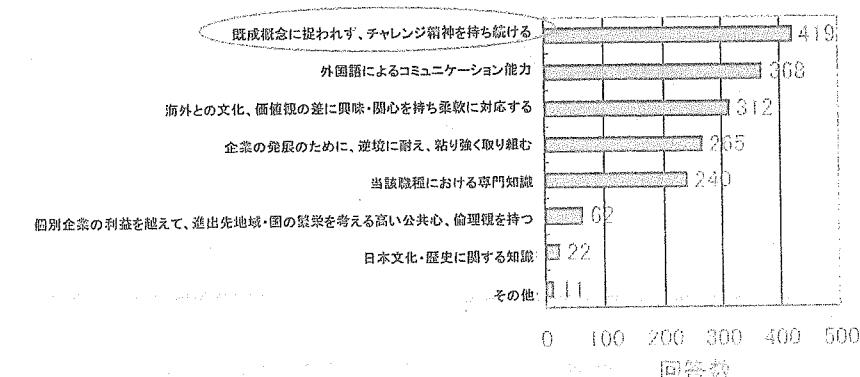
39

### 青少年の国際交流をめぐる状況 ④

#### 産業界が人材に求める素質、能力

○グローバルに活躍する日本人人材に求められる素質、知識・能力(複数回答)

サンプル数:542社



(社)日本経済団体連合会

「グローバル人材の育成に向けた提言」(平成23年6月)

### 青少年の国際交流をめぐる状況 ⑤

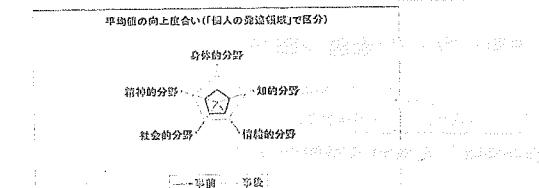
#### 国際的な集団野外生活が青少年に与える影響

～世界スカウトジャンボリーへ参加したスカウトへの事前・事後調査～

○「生きる力」、「国際理解能力」が向上



○5つの発達領域(身体的、知的、情緒的、社会的、精神的)における成長



(独)国立青少年教育振興機構「第22回世界スカウトジャンボリー(22WSJ)調査」(平成24年3月)

41

### 第23回世界スカウトジャンボリーの開催

世界スカウトジャンボリーは、世界の青少年が野営生活等を通じて、青少年の心身の健全育成及び国際親善を図ることを目的として、161の国と地域から約3,000万人以上が参加する世界最大の青少年運動組織である世界スカウト機構が4年に1度、加盟国において開催しているボーイスカウトの世界大会である。

1920年にボーイスカウト発祥の地であるイギリスで第1回大会が開催されて以来、現在までに22回開催されている。

#### 第16回日本ジャンボリー

(第30回アジア太平洋地域スカウトジャンボリー・第23回世界スカウトジャンボリー・プレジャンボリー)

会期: 2013年7月31日(水)～8月8日(木)の9日間

会場: 山口県山口市・きらら浜他

参加予定者: 約1万5千人(うち、海外から1,500人が参加予定)

参加対象者: (国内)小学校6年生以上のボーイスカウト、高校3年生以下のベンチャースカウト

(国外)開催時点で12歳以上で閉会時点で18歳以下のスカウト



#### 第23回世界スカウトジャンボリー

会期: 2015年7月28日(火)～8月8日(土)までの12日間

会場: 山口県山口市・きらら浜他

参加予定者: 約3万人(うち、海外から約2万4千人が参加予定)

参加対象者: 世界各団の14歳から17歳のスカウトと引率指導者

18歳以上のスタッフとして参加する指導者



○ 平成20年(2008年)7月に韓国济州島において開催された世界スカウト会議で、日本(山口県山口市きらら浜)での開催が決定。

○ 日本での開催は、昭和46年(1971年)に諏訪郡富士宮市朝霧高原において開催された第13回大会以来、44年ぶり

○ 平成23年12月16日付け第23回世界スカウトジャンボリーに對し、開催行政機関は必要な協力をを行うものとする旨の開設了解取扱。

42